

大都市行財政制度特別委員会資料

- 1 指定都市の「平成22年度国の施策及び予算に関する提案
(通称:白本)」について
- 2 指定都市の「平成22年度大都市財政の実態に即応する財源
の拡充についての要望(通称:青本)」について
- 3 新たな大都市制度の検討について

平成21年7月6日

都 市 経 営 局

行 政 運 営 調 整 局

1 指定都市の「平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

（１）「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは

指定都市の「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない特に重要な指定都市共通の事項について提案書を作成し、毎年省庁の概算要求時期に合わせ、関係省庁及び政党に対し、各市市長及び議長による要請行動を実施するものです。

（２）これまでの経過と今後の予定

4月下旬～5月下旬 提案事項の調査（所管局長会議から提案事項候補を提出）
 5月8日 大都市行財政制度特別委員会へ説明（今年度の進め方等）
 6月中旬～7月上旬 提案事項の協議・全体調整（各市の企画・財政担当合同会議）
 7月6日（本日） 大都市行財政制度特別委員会へ説明

7月中旬 各市市長・議長決裁
 7月下旬～ 市長・議長による要請行動（本市は財務省担当）

（３）提案事項（案）

- 税財政・大都市制度に関する提案事項： 7項目
- 個別行政分野に関する提案事項： 11項目

主な提案内容（新規項目及び重点提案）

提案項目（◎は重点提案）	提案内容
◎真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲による当面5：5の国・地方間の税源配分の実現
◎大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税等の配分割合の拡充強化
◎事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	道府県に代わって負担している事務経費についての税源移譲による税制措置
◎国庫補助負担金の改革	地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金の廃止と所要額の全額税源移譲
◎国直轄事業負担金の廃止【新規】	国が行うべき事業について、国直轄事業負担金（特に維持管理費）を廃止
◎地方交付税の改革等	国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税削減の禁止
◎新たな大都市制度の創設	現行の指定都市制度の抜本的な見直しと、指定都市への一元的・総合的な事務配分及び自主財源の制度的保障
保健福祉行政の充実 ＜◎生活保護制度の抜本改革＞	時代に即した制度とするための抜本改革と当面現行負担率の堅持
教育行政の充実 ＜◎県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置＞	教職員給与費負担の移管に伴う道府県からの税源移譲と、学級編制や教職員定数、教職員配置などの包括的権限移譲
I C T施策の充実【新規】	地上デジタル放送への円滑な移行と、I C T施策推進に対する支援制度の充実
雇用対策の推進【新規】	緊急雇用対策事業要件の弾力化や、道府県を介さない、指定都市への直接交付の実施

<参考資料1：平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案 重点提案（案）>
 <参考資料2：平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案項目一覧表（案）>

2 指定都市の「平成22年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

(1) 「青本」による要望を実施する必要性・背景

ア 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」とは「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」は、大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、中・長期的な観点から税財政制度の改正に関して、指定都市市長・議長の要望としてまとめているものである。主に年末の税制改正に向けて、例年10月～11月に、幹事市の市長・議長による要望や、各指定都市の委員による党派別要望の形で要望を実施している。

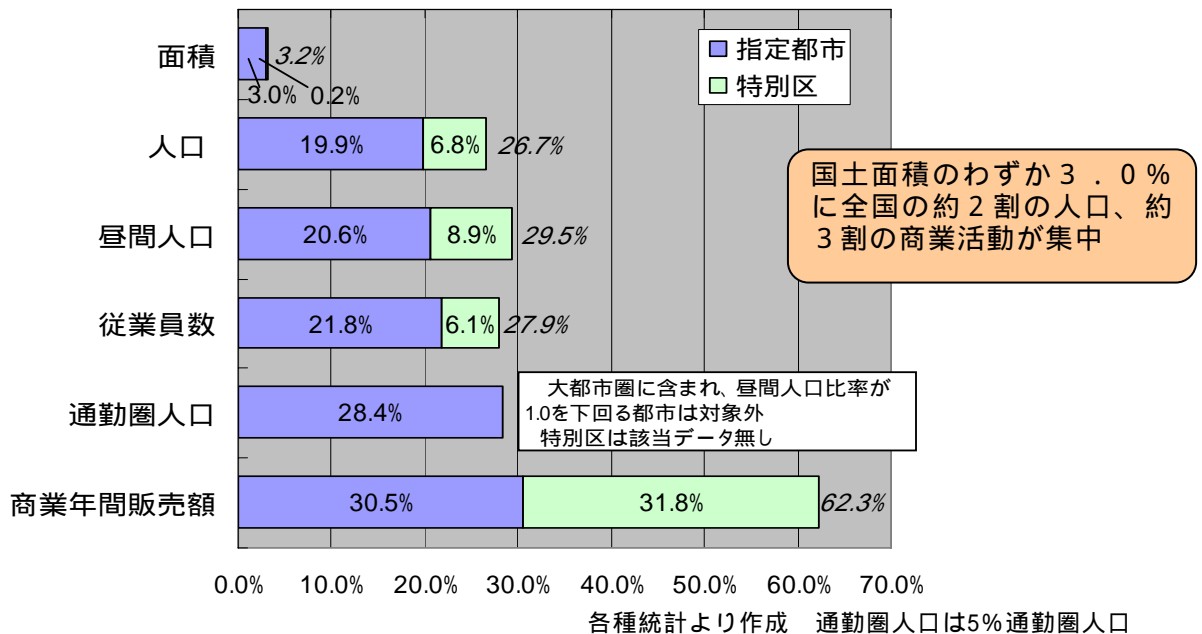
イ 大都市の実態

(ア) 大都市の特性

指定都市の面積は全国の3.0%にすぎないにもかかわらず、**全国の2割もの人口が集中し、商業活動も全国の3割を占めるなど**、わが国の中枢を担っている。

(東京特別区を含めると人口で約3割、商業活動は6割超となる。)

【グラフ1】【指定都市の全国シェア】

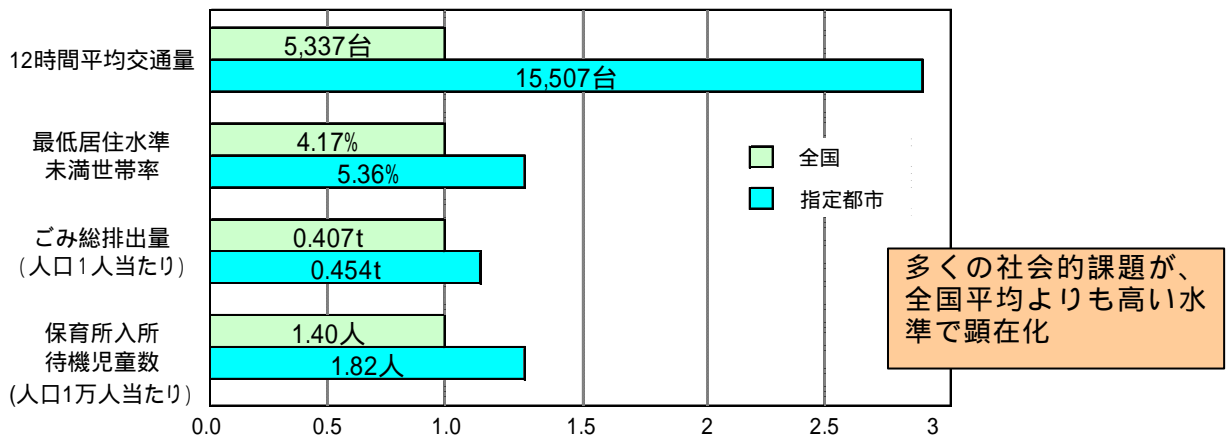


(イ) 大都市の課題

大都市への人口・商業活動の集中の結果、**交通混雑や住宅、ごみ、福祉などに係る都市的課題が生じている。**

【グラフ2】【都市的課題の例】

*各種統計より作成



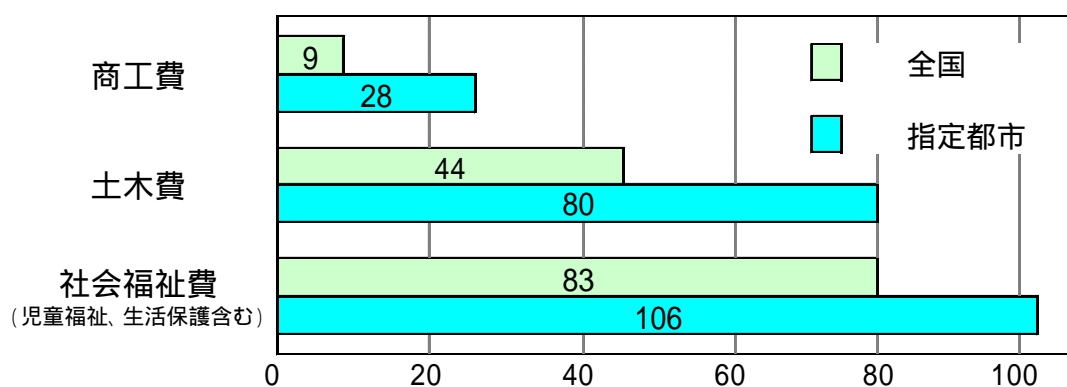
ウ 大都市の財政需要

指定都市への人口や商業の集中は、法人のための需要や、インフラ需要を発生させ、企業活動支援や道路、公園、下水道などについて高水準の整備が必要となっている。この結果、**商工費や土木費は全国平均より大幅に高い水準となっている。**

また、市民生活の安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの都市的課題や保育所等の需要に対応するため、**福祉関係の支出も全国平均より高くなっている。**

【グラフ3】【一人当たり歳出額の例】

(単位：千円)



平成19年度 市町村別決算状況調

工 現状の国・地方の税源配分等における課題

(ア) 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

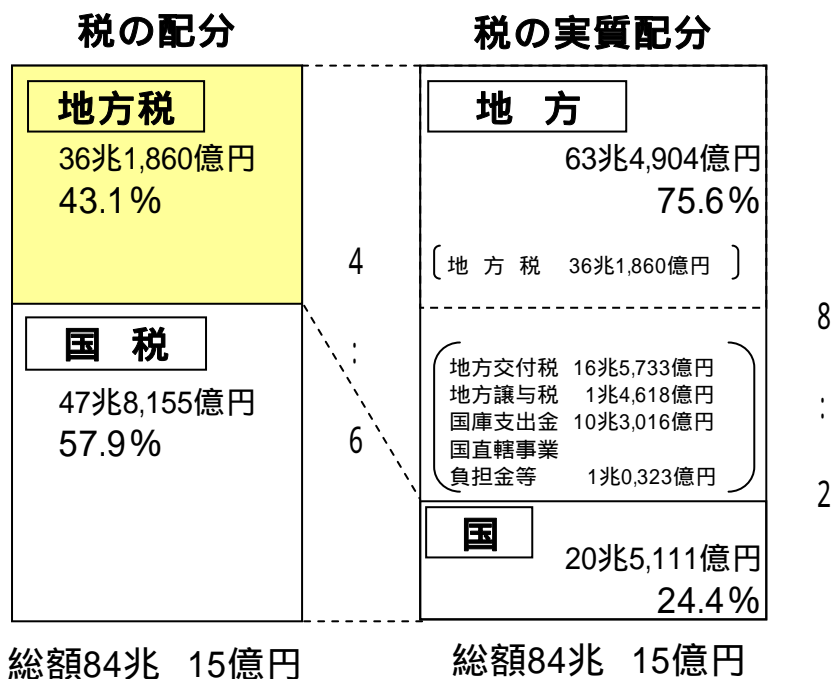
地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の税の配分は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等を含めた「税の実質配分」では2：8となっており、依然として税源配分の不均衡を解消するには至っていない。

このため、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るため、消費税・所得税など複数の基幹税からの税源移譲を行うことにより、国・地方間の税の配分を当面5：5とすることを目指さなければならない。

国・地方における税の配分状況（平成21年度）

（現 状）



国は当初予算額、地方は地方財政計画額による数値

(イ) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。

(参考)

◆ 税の配分状況 (平成21年度)

I 個人所得課税

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額	配分割合
国	所得税	155,720億円	56.1%
道府県	個人道府県民税	47,906	17.2
	個人事業税	2,143	0.8
	小 計	50,049	18.0
市町村	個人市町村民税	71,976	25.9
合 計		277,745	100.0

II 消費・流通課税

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額	配分割合
国	消費税・揮発油税・酒税等	191,925億円	74.2%
道府県	地方消費税・自動車税等	56,892	22.0
市町村	軽自動車税・入湯税等	9,859	3.8
合 計		258,676	100.0

(注) 道府県税である地方消費税等は、一定額が交付金として市町村に交付される。

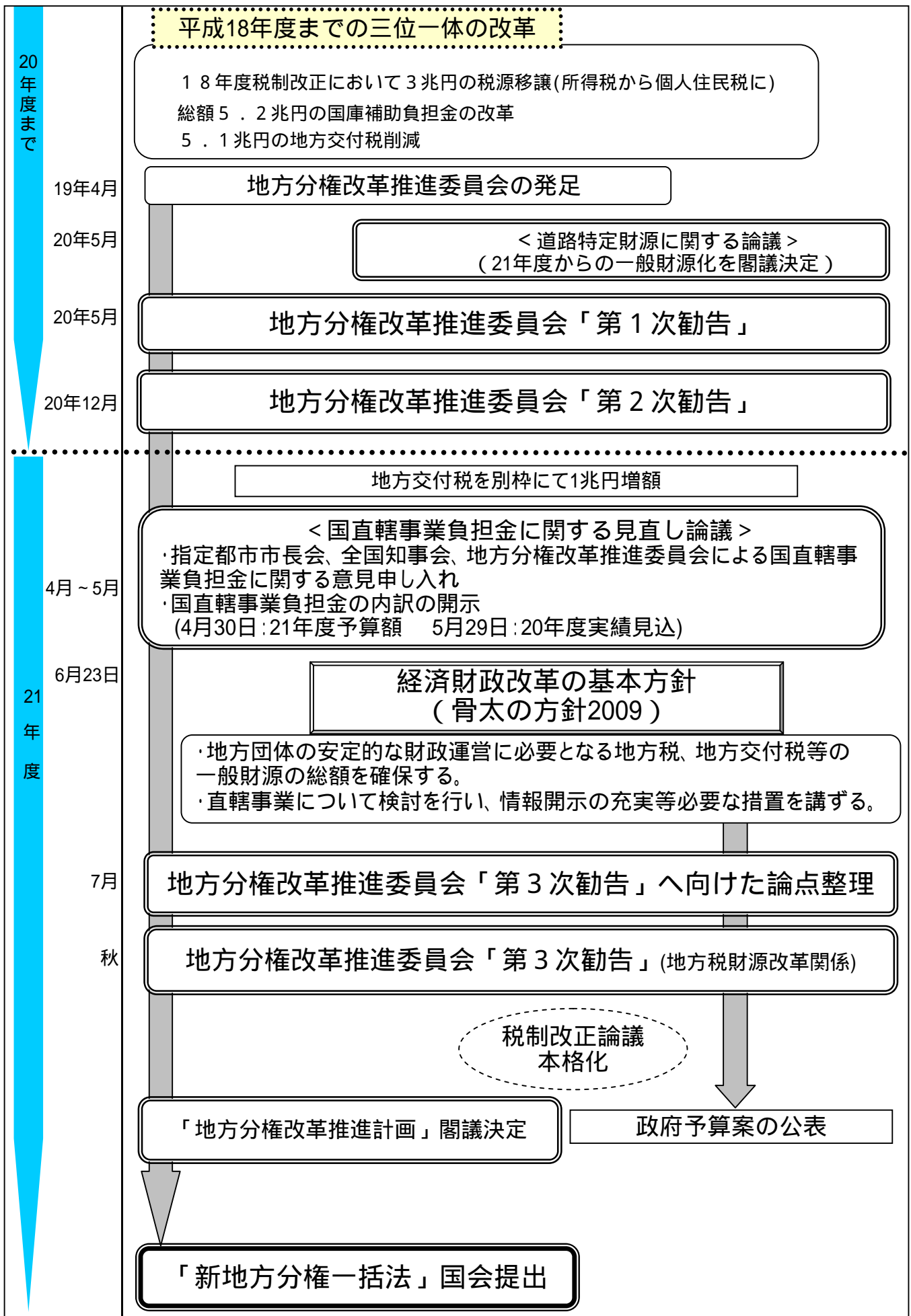
III 法人所得課税

区 分		国の予算額 又は地方財 政計画額	課税標準	表面税率	実効税率	配分割合
国	法人税	105,440億円	法人所得	30.0%	28.0%	70.8%
道府県	法人事業税	30,696	法人所得	7.2	6.7	17.0
	法人道府県民税	5,801	法人税額	5.0	1.4	3.5
	小 計	36,497			8.1	20.5
市町村	法人市町村民税	15,340	法人税額	12.3	3.4	8.7
合 計		157,277			39.5	100.0

(注1) 表面税率、実効税率、配分割合は、資本金が1億円を超える法人の場合である。

(注2) 法人事業税には、地方法人特別税を含む。

(2) 最近の地方税財源に関する国等の動向



(3) 平成22年度青本要望の主要項目の概要

重点要望事項 (税制関係)

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- ・ 消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること
- ・ 国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めしていくこと
- ・ 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- ・ 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること
- ・ 特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

- ・ 道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること

重点要望事項 (財政関係)

1 国庫補助負担金の改革

- ・ 国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること
- ・ 地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと
- ・ 国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること

2 国直轄事業負担金の廃止

- ・ 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること
- ・ 維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担し、地方負担については直ちに廃止すること
- ・ 現行の国直轄事業を地方へ移管するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること

3 地方交付税の改革等

- ・ 地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方税を過大に見積もることなく適切に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること
- ・ 国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、法定率引上げによって対応すること
- ・ 地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること

(4) 要望の進め方及びスケジュール

ア 進め方

政府、各政党及び衆・参両議院総務委員会に対し、税制改正の審議等が本格化する時期に、**大都市行財政制度特別委員会の委員を中心とした市会と行政とが共同で実施**

イ スケジュール

1 青本の作成

時 期	内 容
8月20日	財政担当局長会議において原案確定
9月中	各都市において市長、議長決裁

2 税財政委員長会議

時 期	内 容
10月中～ 下旬	党派別要望行動の協議、決定

3 要望行動

時 期	内 容
10月下旬	幹事市（札幌市）による衆参両院総務委員会への要望
11月上旬	幹事市（札幌市）による内閣府・総務省・財務省への要望
11月中～ 下旬	党派別要望(日付は20年度のもの)
	公明党 (11/19)
	日本共産党 (11/19)
	民主党 (11/20)
	社会民主党 (11/26)
自由民主党 (11/28)	

網掛けは大都市行財政制度特別委員会に関する部分です。

なお、「青本」や「白本」による要望のほか、指定都市共同で、必要に応じて「緊急意見」を発出するなど、国等の動向を見ながら効果的な要望を行う。また、例年「本市独自要望」も実施している。

3 新たな大都市制度の検討について

<これまでの経過及び今後の予定>

平成 年 月	本市の取組		参考：国等の動向
		市会	
19年1月			○道州制ビジョン懇談会（ビジョン懇）設置
4月			○地方分権改革推進委員会（分権委）設置
5月			○分権委「基本的な考え方」
6月	○横浜市大都市制度検討委員会（検討委員会）設置	○特別委員会（検討委員会設置等の報告）	
10月		○特別委員会（検討委員会活動等の報告）	
11月	○検討委員会「検討の方向性」		○分権委「中間的な取りまとめ」
12月		○特別委員会（検討委員会検討の方向性の報告）	
20年3月	○検討委員会「中間報告」		○ビジョン懇「中間報告」
4月		○特別委員会（「中間報告」の報告）	
5月	○検討委員会「中間報告」への意見募集【5/30～6/30】		○分権委「第1次勧告」
6月		○特別委員会（検討委員会活動の報告）	
9月	○横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会（ビッグ3研究会）設置	○第3回定例会「地方分権改革の推進に関する意見書」	
10月		○特別委員会（ビッグ3研究会設置の報告）	
12月			○分権委「第2次勧告」
21年1月	○検討委員会「新たな大都市制度の提案（最終報告）」		
2月	○ビッグ3研究会「日本を牽引する大都市—『都市州』創設による構造改革構想—」を提言	○特別委員会（「最終報告」の報告）	
3月	○検討委員会「最終報告」への意見募集【3/5～4/6】		
5月		○特別委員会（意見募集結果の報告）	
21年7月 9月 12月 22年 3月	○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」素案提示 ○素案公表 ○市民意見募集 ○基本的考え方とりまとめ	○特別委員会（これまでの経過及び今後の予定）【本日】	○分権委「第3次勧告」（最終勧告） ○地方分権改革推進計画、新分権一括法案提出 ○ビジョン懇「最終報告」 ⇒道州制基本法制定の検討

大都市行財政制度特別委員会

参 考 資 料

- 資料 1 平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案 重点提案（案）
- 資料 2 平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案 項目一覧表（案）
- 資料 3 新たな大都市制度創設の提案
- 資料 4 日本を牽引する大都市－「都市州」創設による構造改革構想－

平成 21 年 7 月 6 日

都 市 経 営 局

平成22年度
国の施策及び予算に関する重点提案(案)

平成21年7月 指定都市

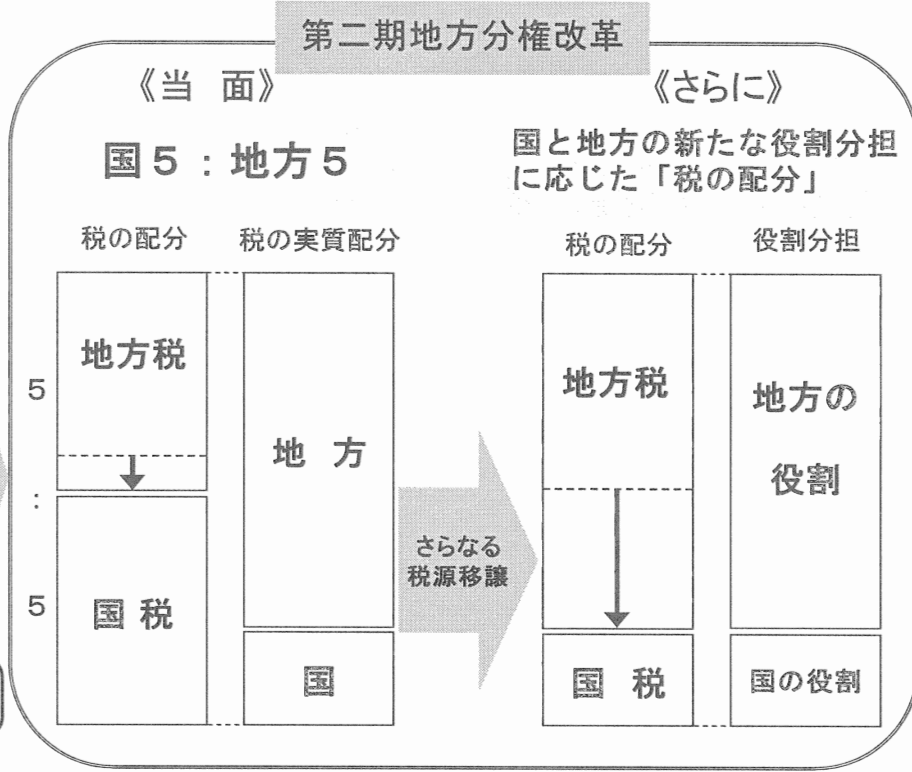
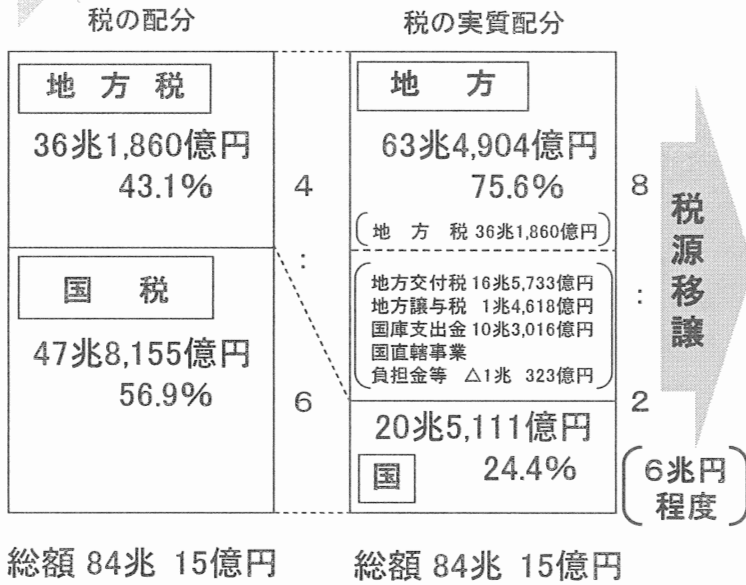
- 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 国庫補助負担金の改革
- 5 国直轄事業負担金の廃止
- 6 地方交付税の改革等
- 7 新たな大都市制度の創設
- 8 生活保護制度の抜本改革
- 9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況(平成21年度)

税の配分の
抜本的な
是正が必要!

《現状》

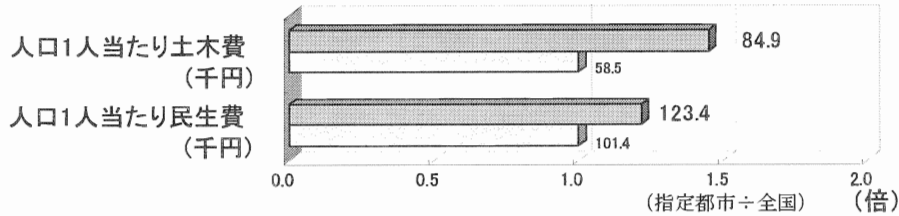


【指定都市の提案】
 消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること。
 さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
 なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

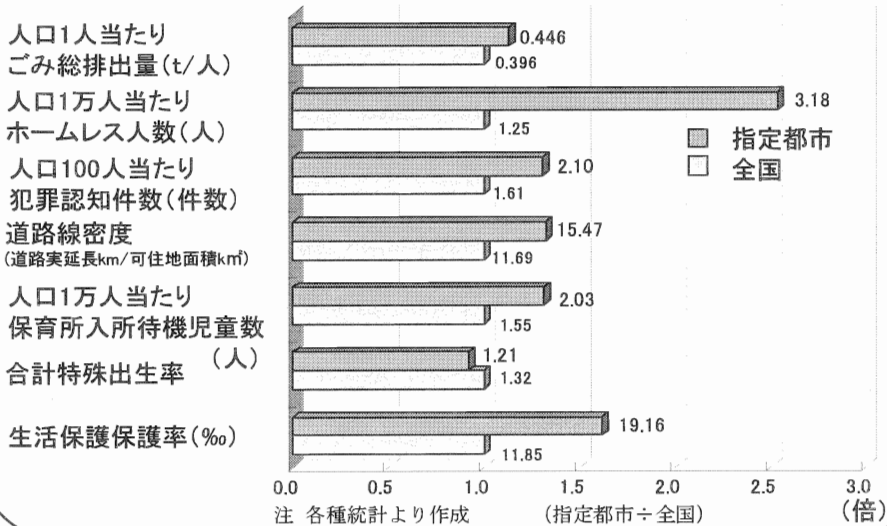
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要の例

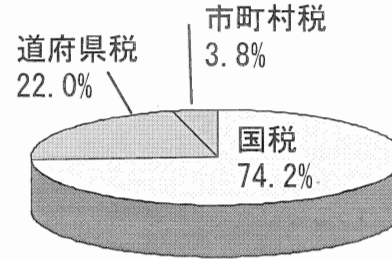
都市的財政需要（全国平均との比較）



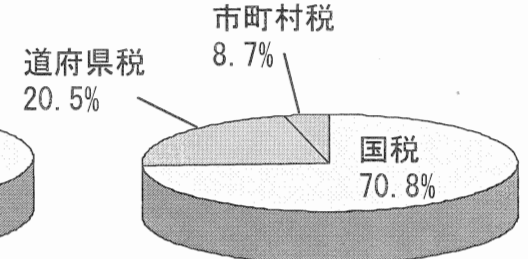
都市の課題（全国平均との比較）



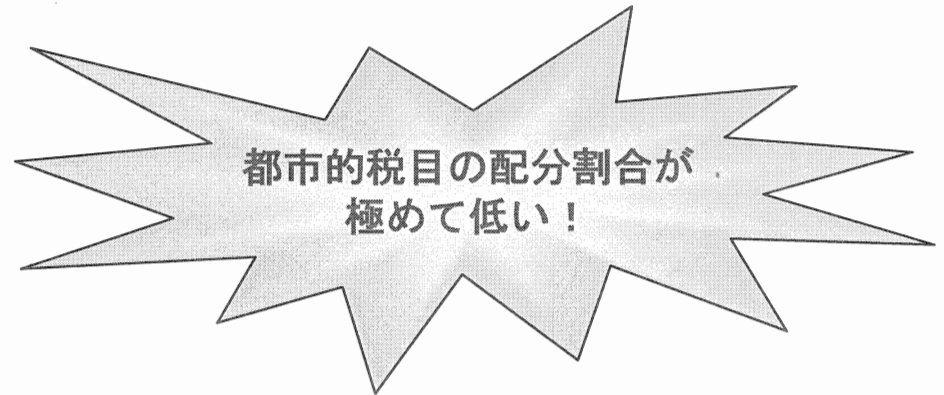
消費・流通課税の配分割合



法人所得課税の配分割合（実効税率）



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 (注) 地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。



【指定都市の提案】

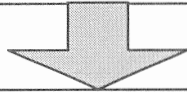
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額
(平成20年度予算に基づく概算)

受益と負担の関係にねじれ
指定都市の市民は
☆行政サービスは「**指定都市**から**受益**(大都市特例事務)」
★その**負担**は「**道府県**への納税」



指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は
道府県から指定都市への税源移譲による税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により財源措置すべき
(個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、地方消費税→地方消費税交付金)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

3,724億円
地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国道・道府県道の管理等

同左税制上の措置

2,342億円
税制上の措置不足額
1,382億円
税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要！！
・道府県費負担教職員給与費 7,931億円
・市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理 190億円 など
(平成18年度決算をもとに推計)

【指定都市の提案】
道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確化

地方が担うべき分野

国庫補助負担金の廃止

真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減

単なる国庫補助負担率の引下げは行わないこと

一体的

所要額を税源移譲

役割分担に応じた税源配分へ

〔当面は国：地方＝5：5とするため
6兆円程度を税源移譲〕

国が担うべき分野

必要な経費全額を国が負担

【指定都市の提案】

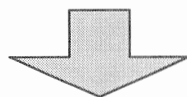
国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

5 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担を見直し



国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止

維持管理費の
地方負担は
直ちに廃止！

国直轄事業に対する指定都市の負担 (単位：百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業 に対する 指定都市 の負担額	負担割合
整備	国道	163,629	61,675	38%
	港湾	46,539	16,273	35%
維持管理	国道	25,611	10,314	40%
計		235,779	88,262	37%

※ 指定都市の負担額は平成19年度決算に基づく。

【指定都市の提案】

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

6 地方交付税の改革等

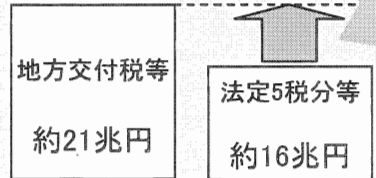
地方交付税は地方固有の財源

「地方交付税は、地方の固有財源である。」

平成17年2月15日衆議院本会議

小泉内閣総理大臣発言

地方財源不足額



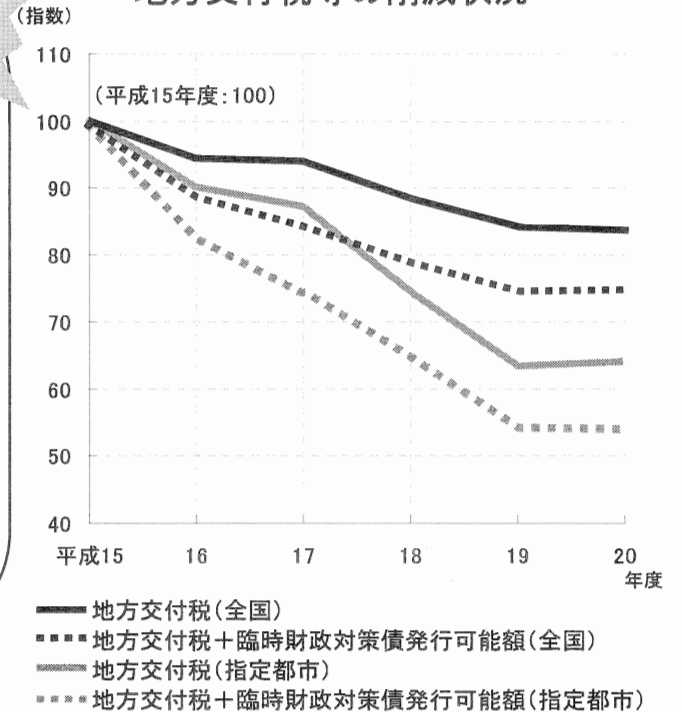
21年度地方財政計画

法定率の
引上げで
対応を！

大都市特有の財政需要

- 大都市の事務配分の特例に基づく財政需要
(=道府県に代わって行う事務)
- 大都市への人口、産業経済の集中による財政需要
(=日本の中核機能としての役割)

地方交付税等の削減状況



【指定都市の提案】

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

特に、平成22年度も大幅に地方税収が減少することが懸念されるため、地方税収の減収に見合った地方交付税の増額がなされること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

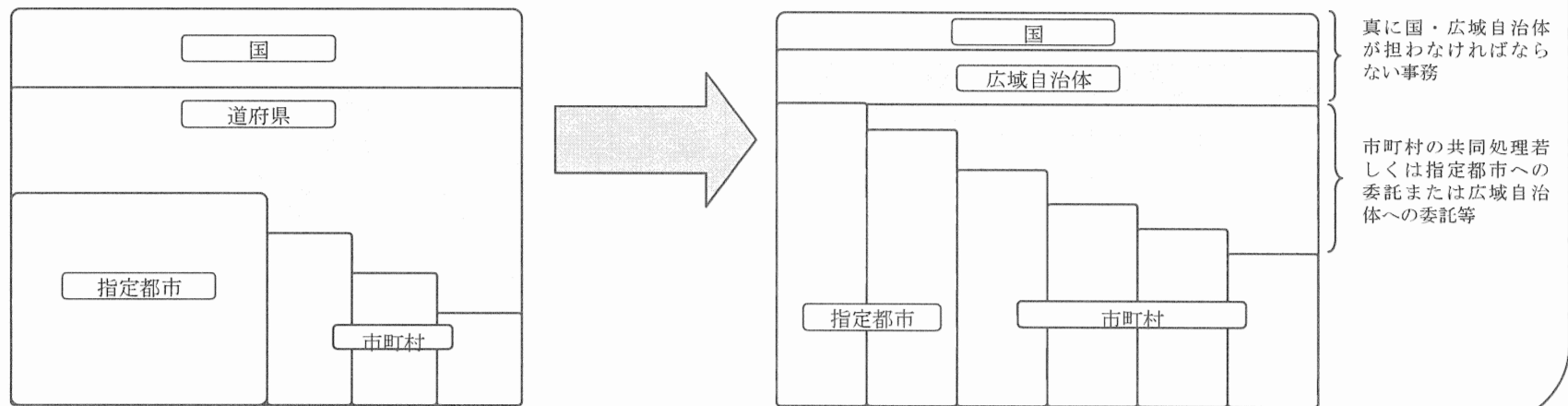
7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一元的・総合的な行政運営が困難
「市民ニーズに応じた機動的な対応を阻害している」
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
画一的な市町村税制
「大都市自身が大都市問題を十分に責任を持って解決できない」
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害
「非効率・不経済な状況を招いている」

大都市の機能を十分に
発揮できる
新たな大都市制度の創設

国・広域自治体・基礎自治体の行政体制の概念図



【指定都市の提案】

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な行政サービスが提供できるように事務権限とその役割に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

8 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度

憲法の理念に基づき、国の責任において全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を受ける者の自立を助長することを目的とするもの

現状

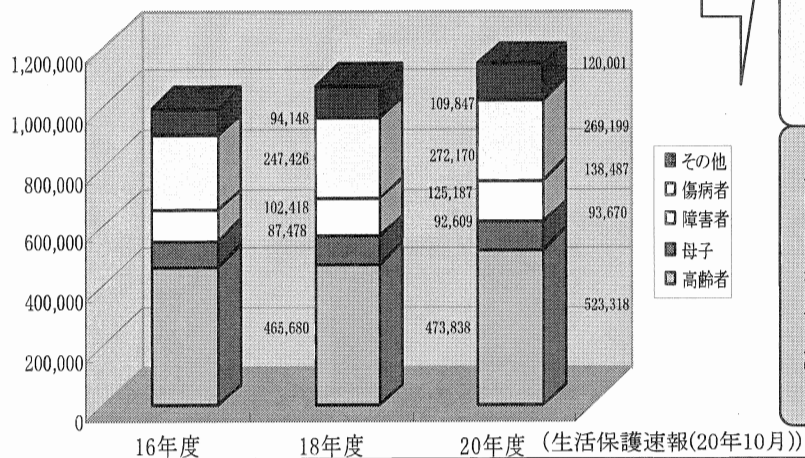
- ・被保護世帯の増加
- ・扶助費の約半分を占める医療扶助

課題

- ・自立困難な高齢者層の拡大
- ・稼働年齢層の受給期間の長期化
- ・医療費等にかかる費用負担意識の希薄さ

被保護世帯の状況(全国)

(世帯数)



稼働世代

ボーダーライン層

要保護者

要保護者

保護移行防止制度

有期保護制度

高齢者対象制度

新たなセーフティネットのイメージ

- ・期間:1年以内
- ・下記の自立計画の一部利用

就労

自立

最大限5年間の有期の就労支援

就労

体制の整備

- 集中的な人的資源の投入
- 各部門の一体的な連携

自立計画策定

脱却・自立

自立継続

実施

評価

自立計画策定

※計画期間は1年間程度を想定

未就労

5年経過後生活保護再申請

適用除外(稼働困難など特別な困難に直面する者については保護適用)

所得および資産が一定額未満の貧困状況にある高齢者世帯

○資産活用を徹底し、保護費に充当

○基本的に金銭給付に徹し、ケアは既存の高齢者政策等の見守りで対応

【指定都市の提案】

生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。

9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

県費負担教職員制度に関する役割分担

義務教育に係る給与費負担は、所要額全額について安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、税源移譲により措置

(現行の道府県・指定都市の役割分担)

財源措置

(あるべき役割分担)

道府県	給与費負担
	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

指定都市	給与費負担
	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

現状の問題点

・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、学級編制や教職員定数を主体的に決定することができない。

問題点の解決

・国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。

早期に移管の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けることが必要!

【指定都市の提案】

県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

平成 22 年度国の施策及び予算に関する 提案項目一覧表（案）

〈税財政・大都市制度関係〉

1	真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	1
2	大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	2
3	事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	3
4	国庫補助負担金の改革	4
5	国直轄事業負担金の廃止（新規）	5
6	地方交付税の改革等	6
7	新たな大都市制度の創設	8

〈個別行政分野関係〉

8	保健福祉行政の充実	10
9	教育行政の充実	17
10	廃棄物処理事業の促進	19
11	環境保全対策の充実	21
12	災害対策の充実	24
13	都市基盤の整備促進	26
14	港湾の国際競争力の強化	30
15	住宅対策の充実	31
16	上水道事業の促進	33
17	ICT施策の充実（新規）	36
18	雇用対策の推進（新規）	37

＊（１）この一覧表の提案項目及び提案文案は、調査担当市より提出された調書に基づいて窓口・財政担当課長、東京事務所次長・副所長合同会議で検討し、とりまとめた。

（２）大項目の順序については、前年度の順序としている。

（３）次に掲げる局長会議に係る提案については、調査担当市において調査の結果「提案項目なし」とされている。

- 10 都市交通事業管理者会議〔担当市：横浜市〕
- 指定都市経済局長会議〔担当市：京都市〕
- 指定都市農政主管者会議〔担当市：名古屋市〕

〈税財政・大都市制度関係〉

大 項 目

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

[指定都市財政担当主管局長会議]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。</p> <p>さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。</p> <p>所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は<u>3：7</u>となっており、依然として大きな乖離がある。</p> <p>地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。</p>	<p>消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。</p> <p>さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。</p> <p><u>なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。</u></p> <p>所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は<u>2：8</u>となっており、依然として大きな乖離がある。</p> <p>地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。</p> <p><u>なお、平成20年度より地方税である法人事業税を一部国税化することによって、地方税収間の水平調整による格差是正が行われたが、これは地方分権の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。</u></p>	<p>総務省 自治財政局 自治税務局</p> <p>財務省 主計局</p>

大 項 目

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

[指定都市財政担当主管局長会議]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。</p> <p>大都市は特有の財政需要を抱えている一方、消費流通活動が活発に行われており、また、法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。</p> <p>基礎自治体である市町村、とりわけ<u>指定都市</u>においては、<u>人口1人当たりの税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、また、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。</u></p> <p><u>大都市特有の財政需要に見合う都市税源の確保の必要がある。</u></p>	<p>大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。</p> <p>特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。</p> <p><u>指定都市は、人口1人当たりの税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、また、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。</u></p> <p>したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、<u>都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。</u></p>	<p>総務省 自治財政局 自治税務局</p> <p>財務省 主計局</p>

大 項 目

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

[指定都市財政担当主管局長会議]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。</p> <p><u>所要額が指定都市の税源として措置されていないため、受益と負担の関係にねじれが生じている。また、道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされ、指定都市の負担がさらに増大することが想定される状況にある。</u></p> <p><u>道府県に代わって負担している一定の事務（大都市特例事務。例えば、国道・道府県道の管理等）の経費を指定都市の税源として措置する必要がある。</u></p>	<p>道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。</p> <p><u>地方は二層制と言いつつも、その権能の多様化が進む一方で地方税制は事務権限に関わりなく画一的である。</u></p> <p><u>指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、移譲された事務事業に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。</u></p> <p><u>指定都市の市民は、道府県から移譲された事務事業について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。</u></p> <p><u>したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は、道府県から指定都市への税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置されるべきである。</u></p> <p><u>なお、第二期地方分権改革において、新たに道府県から指定都市の役割分担となる事務事業についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置が必要である。</u></p>	<p>総務省 自治財政局 自治税務局</p> <p>財務省 主計局</p>

4 国庫補助負担金の改革

[指定都市財政担当主管局長会議]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>5</p> <p>国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。</p> <p>地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。</p> <p>国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。</p> <p>国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。</p> <p>特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないことと、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。</p> <p>国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。</p>	<p>国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。</p> <p>地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。</p> <p>国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。</p> <p>国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。</p> <p>特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないようにされたい。また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。</p> <p>国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。</p>	<p>総務省 自治財政局 自治税務局</p> <p>財務省 主計局</p>

5 国直轄事業負担金の廃止（新規）

[指定都市財政担当主管局長会議]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
	<p>国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。</p> <p>また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。</p> <p>地方分権の観点から、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の負担で整備・維持管理を行うべきであり、地方自治体に対して個別に負担を求める性格のものではないことから、地方負担は廃止すべきである。</p> <p>特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。</p> <p>また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すべきである。</p> <p>なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、国が事業内容、事業費等を決定する前に、地方の意見や財政状況が反映されるよう、計画段階から地方と事前協議を行い、合意形成できる制度を導入すること。また、その際には詳細な説明と十分な情報提供が地方に対してなされること。</p> <p>加えて、国直轄事業負担金に関し、制度のあり方全般について、国と指定都市の間で協議を行う場を設けること。</p>	<p>国土交通省 道路局 港湾局</p> <p>総務省 自治財政局 自治税務局</p> <p>財務省 主計局</p>

大 項 目

6 地方交付税の改革等

[指定都市財政担当主管局長会議]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。</p> <p>国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。</p> <p>地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。</p> <p>地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきであり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行うべきではない。</p> <p>また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。</p> <p>さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、予見可能性の確保に努めるべきである。</p>	<p>地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。</p> <p>国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。</p> <p><u>特に、平成22年度も大幅に地方税収が減少することが懸念されるため、地方税収の減収に見合った地方交付税の増額がなされること。</u></p> <p>地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。</p> <p>地方交付税は、国の関与・義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきである。その際には、<u>大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行うべきではない。</u></p> <p>また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。</p> <p><u>特に、金融危機により端を発した世界同時不況により、平成22年度予算において地方税収が大幅に落ち込んだ場合においても、国の地方財政計画に基づく財源保障機能により、地方税減収分に見合った地方交付税を増額すること。</u></p> <p>さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、<u>具体的な算定方法や算定基準を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。</u></p>	<p>総務省 自治財政局 自治税務局</p> <p>財務省 主計局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>4 道路特定財源の一般財源化のあり方</p> <p>道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。</p> <p>舗装率など道路整備の状況は、国道に比べ道府県道・市町村道の方が遅れており、かつ、道路特定財源の配分に関しては、国の道路整備事業には全額道路財源が充当されているのに対し、地方の道路整備事業には十分配分されていない。道路特定財源の一般財源化にあたっては、こうした状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るべきである。</p> <p>また、地方分権推進の立場から、地方が必要とする道路整備などの事業は地方の裁量で行えるよう、国と地方の役割分担、税財源のあり方などに関して改革を進めるべきである。</p>		

大 項 目

7 新たな大都市制度の創設

[調査担当市 (大阪市)]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な事務権限と役割分担に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。</p> <p>指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供するとともに、各圏域の中核都市として大都市特有の行財政需要に対応し、また、都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導する役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、50年以上前に「暫定的な措置」として創設された現行の指定都市制度は、<u>様々な問題を抱えており、一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、指定都市のポテンシャルを十分に発揮することのできない不十分な制度となっている。</u></p> <p>したがって、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、「基礎自治体優先の原則」を徹底する真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度の先駆けとして、新たな大都市制度を創設すべきである。</p> <p>新たな大都市制度においては、真に国・広域自治体が担うべき事務以外については、すべて一元的・総合的に大都市の事務とし、国・広域自治体による関与は原則として認めるべきではない。</p> <p>以上のような新たな大都市制度の検討にあたっては、<u>制定時の地方自治法に規定されていた、現行の道府県から大都市が独立して存在する「特別市」の制度や、第28次地方制度調査会において議論された、道州制の下で大都市やその周辺地域が一般の道州から独立して存在する「大都市州」の制度など、様々な制度のあり方を視野に入れて検討を行うべきである。</u></p>	<p>現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な行政サービスが提供できるように事務権限と<u>その役割</u>に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。</p> <p>指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供するとともに、各圏域の中核都市として<u>の行財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる大都市特有の行財政需要</u>に対応し、また、都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導する役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、50年以上前に「暫定的な措置」として創設された現行の指定都市制度は、一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、指定都市のポテンシャルを十分に発揮することのできない不十分な制度となっている。</p> <p>したがって、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、「基礎自治体優先の原則」を徹底する真の分権型社会にふさわしい地方自治制度の先駆けとして、<u>新たな大都市制度を創設すべきである。特に、今次、地方分権改革において新たな大都市制度のあり方を明確に示すこと。</u></p> <p>新たな大都市制度においては、真に国・広域自治体が担うべき事務以外については、一元的・総合的な行政サービスが提供できるように<u>すべて大都市の事務とし、国・広域自治体による関与は原則として認めるべきではない。また、事務・権限の移譲にあたっては、国・道府県が行っている事務事業の経費と税財源措置を明確にし、その役割に見合う自主財源を制度的に保障すべきである。</u></p> <p>以上のような新たな大都市制度の創設に向けては、<u>広域自治体から独立して存在する「特別市」や「大都市州」なども含め、道州制移行も視野に入れた様々な制度について検討を行うべきである。</u></p>	<p>総務省 自治行政局 自治財政局 自治税務局</p>

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一元的・総合的な行政運営が困難
「市民ニーズに応じた機動的な対応を阻害している」
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
画一的な市町村税制
「大都市自身が大都市問題を十分に責任を持って解決できない」
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害
「非効率・不経済な状況を招いている」



大都市の機能を十分に発揮できる新たな
大都市制度の創設

〈個別行政分野関係〉

大 項 目

8 保健福祉行政の充実

[大都市民生主管局長会議（仙台市）]
[大都市衛生主管局長会議（広島市）]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) 生活保護制度の抜本改革 <u>生活保護制度の抜本改革を行うこと。</u> 生活保護制度を時代に即した制度とするための改善が必要である。 地方が提案した「生活保護制度の抜本改革に向けての提案」や「新たなセーフティネットの提案」を真摯に受け止め、早急に国と地方の協議の場を設定し、制度の抜本改革を行うこと。 また、国の責任における制度運用として、本来、全額国庫負担とすべきであるが、少なくとも、当面現行負担率を堅持すること。</p>	<p>(1) 生活保護制度の抜本改革 <u>生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。</u> 生活保護制度を時代に即した制度とするための改善が必要である。 生活保護が、最後のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、雇用・労働施策や年金制度など社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、中長期的な視点に立った抜本改革について、早急に具体的な検討に着手するとともに、<u>地方自治体の意見を十分に反映させること。</u> また、国の責任における制度運用として、本来、全額国庫負担とすべきものであることから、<u>現在の急激な景気後退による生活保護に係る地方負担の増加に対し、当面、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講ずること。</u></p>	<p>厚生労働省 社会・援護局</p>
<p>(3) 国民健康保険財政の確立 ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。 <u>市町村負担や保険料負担の増加を招くことのないよう、所要の財政措置を講ずるとともに、負担の公平化や制度の安定化を図るため、医療保険制度の一本化を行うなど、持続可能な制度を構築するための改革を早急に実現すること。</u> イ 特定健診等の実施状況により後期高齢者支援金額を調整する仕組みを見直すこと。 特定健診等の実施状況により各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みについては、国民健康保険においては、他の被用者保険と比較して受診勧奨や指導が困難なことから、導入を見直すこと。 ウ 保険財政共同安定化事業について、財政措置を講ずること。 保険財政共同安定化事業については、保険者の負担が増加しないよう、国、都道府県による財政措置を講ずること。</p>	<p>(2) 国民健康保険財政の確立 ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。 <u>国民健康保険は、財政基盤が脆弱であるうえ、医療費の増加により保険者と被保険者の負担は、過重なものとなっていることから、負担の公平化や制度の安定化を図るため、医療保険制度の一本化を行うなど、持続可能な制度を構築するための改革を早急に実現すること。</u> イ 特定健診等の実施状況などに応じて、<u>各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みの導入</u>を見直すこと。 特定健診等の実施状況や成果により、各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みについては、国民健康保険では、他の被用者保険と比較して、受診勧奨や指導が困難なことから、導入を見直すこと。 ウ <u>国民健康保険の財政基盤強化策を平成22年度以降も継続するとともに、保険財政共同安定化事業については、新たな財政措置を講ずること。</u> 財政基盤強化策については平成22年度以降も継続するとともに、保険財政共同安定化事業については保険者の負担が増加しないよう、国、都道府県による新たな財政措置を講ずること。</p>	<p>厚生労働省 保険局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(2) 児童福祉施策の拡充</p> <p>ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。</p> <p><u>少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）</u>を着実に実施するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した各都市の行動計画を実効性のあるものにするため、必要な財政措置等を講ずること。</p> <p>また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に掲げた「<u>包括的な次世代育成の枠組みの構築</u>」を図るための制度設計にあたっては、大都市が地域の実情に応じて着実に給付・サービスの整備ができるよう必要な財政措置等を講ずること。</p> <p>イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。</p> <p>待機児童を多く抱える大都市では、一定の基準を満たした認可外保育施設を認定・認証する制度の活用、土地の確保が困難な都市部における駅周辺の既存建築物活用や賃料補助による保育所整備の促進など、地域の実情に応じた待機児童解消施策を実施してきた。本年2月に策定された新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するためにも、各都市が取り組む対策に対する財政措置を講ずること。</p> <p>ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。</p> <p>年々増加する児童虐待に対応するため、予防から家族の支援・保護・児童の自立に至るまで一貫した児童虐待防止施策の充実を図るとともに、必要な財政措置を講ずること。</p> <p>とりわけ、被虐待児等要保護児童への支援の充実を図るため、児童養護施設等の職員配置基準改善や、処遇困難児に対する措置の拡充を図ること。</p>	<p>(3) 児童福祉施策の拡充</p> <p>ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づき作成した各都市の行動計画を実効性のあるものにするため、必要な財政措置等を講ずること。</p> <p>また、<u>平成21年度が最終年度となる「子ども・子育て応援プラン」の次期プランの策定にあたっては、大都市が地域の実情に応じて着実に給付・サービスの整備ができるよう必要な財政措置等を講ずること。</u></p> <p>イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。</p> <p>待機児童を多く抱える大都市では、一定の基準を満たした認可外保育施設を認定・認証する制度の活用、土地の確保が困難な都市部における駅周辺の既存建築物活用や賃料補助による保育所整備の促進など、地域の実情に応じた待機児童解消施策を実施してきた。<u>平成20年2月に策定された新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するためにも、各都市が取り組む対策に対する財政措置を講ずること。</u></p> <p>ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。</p> <p>年々増加する児童虐待に対応するため、予防から家族の支援・保護・児童の自立に至るまで一貫した児童虐待防止施策の充実を図るとともに、必要な財政措置を講ずること。</p> <p>とりわけ、被虐待児等要保護児童への支援の充実を図るため、児童養護施設等の職員配置基準改善や、処遇困難児に対する措置の拡充を図ること。</p>	<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局</p> <p>内閣府 (少子化対策)</p> <p>文部科学省 生涯学習政策局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(5) 介護保険制度の円滑な実施</p> <p>ア <u>介護人材確保に向けた介護報酬の見直しを行うこと。</u> 大都市においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい等の状況にあるため、<u>保険料の水準に留意しつつ、大都市における人件費等を反映した介護報酬の見直しを行うこと。</u></p> <p>イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。 介護保険制度の見直し後の実施状況を十分に把握し、制度が長期にわたり安定した運営ができるよう適切な対応をするとともに、制度全般の具体的な運営方針について、国民への周知を国においても十分に行うこと。</p> <p>ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。 保険料や利用料の低所得者対策を国の責任において実施するとともに、地方自治体の財政負担が将来にわたって過重とならないよう十分な財政措置を講ずること。</p>	<p>(4) 介護保険制度の円滑な実施</p> <p>ア <u>介護報酬改定等の効果を検証し、人材確保に結び付く必要な対策を講ずること。</u> 大都市においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい等の状況にあるため、平成21年度介護報酬改定が処遇改善に反映されているか十分に検証し、引き続き必要な対策を講ずること。</p> <p>イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。 介護保険制度の見直し後の実施状況を十分に把握し、制度が長期にわたり安定した運営ができるよう適切な対応をするとともに、制度全般の具体的な運営方針について国民への周知を国においても十分に行うこと。<u>特に要介護認定については、早期に検証を行い、適切な制度にすること。</u> <u>また、制度変更の際は、必要性や実施方法について、自治体と協議のうえ施行までに十分な準備期間を設定すること。</u></p> <p>ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。 保険料や利用料の低所得者対策を国の責任において実施するとともに、地方自治体の財政負担が将来にわたって過重とならないよう十分な財政措置を講ずること。</p>	<p>厚生労働省 老健局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(4) 障害者自立支援法等の円滑な実施</p> <p>ア 利用者負担については、国の責任において負担軽減策を講ずること。</p> <p>利用者負担については、緊急措置として、平成20年7月に低所得者の負担軽減や世帯の範囲について見直しが実施されたが、利用者が、生活実態に合ったサービスを継続的に安心して受けられる制度となるよう、国の責任において、低所得者及び障害児等に一層配慮した恒久的な負担軽減策を講ずること。</p> <p>イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。</p> <p>本制度の実施に伴い、事業者は大幅な減収となっており、サービスの質の確保に大幅な影響を与えている。</p> <p>障害児が地域で安心して暮らすことができるよう、事業者の安定した経営の確保やサービス基盤等の整備を図るとともに、居住の場の確保や、移動支援など、今後も大きな需要が見込まれる地域生活支援事業について、必要な財政措置を講ずること。</p> <p>平成20年10月に予定されている地域生活支援事業及び障害児施設給付費の支払事務の国民健康保険団体連合会への委託について、地方自治体ごとの制度の違いに柔軟に対応できるシステムを構築し、電算システムの運用に要する事務経費等について財政措置を講ずること。</p>	<p>(5) 障害者自立支援法等の円滑な実施</p> <p>ア 国の責任において利用者負担の軽減策を講ずること。</p> <p>利用者が生活実態に合ったサービスを継続的に安心して受けられることができる制度となるよう、国の責任において低所得者及び障害児等に一層配慮した恒久的な負担軽減策を講ずること。</p> <p>イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。</p> <p>障害児が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、居住の場の確保など必要なサービス基盤の整備を図ること。また、今後も大きな需要が見込まれる移動支援などの地域生活支援事業についても、必要な財政措置を講ずること。</p> <p>平成21年4月に報酬単価の改定がなされたが、引き続きサービスの向上や事業者の経営基盤の安定が図られるよう、適切な収入を確保するために必要な財政措置を講ずること。</p> <p>地域生活支援事業の支払事務の国民健康保険団体連合会への委託については、地方自治体ごとの制度の違いに柔軟に対応できるシステムを構築し、電算システムの運用に要する事務経費等について財政措置を講ずること。</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営</p> <p>ア 国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう十分な広報を迅速かつ確実に<u>行うこと。</u></p> <p>制度スタート直後から、世論の厳しい批判があり、制度施行までの間の国における広報が不十分であった。</p> <p><u>このため、国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう、改めて十分な広報を迅速かつ確実に<u>行うこと。</u></u></p> <p>イ <u>今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図り、大都市においても業務が円滑に実施できるよう、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において必要な財政措置を講ずること。</u></p> <p>今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図ること。市町村では、短期間で大規模なシステム改修や広報の実施、窓口における対応などの住民への説明等、膨大な事務を行うことになる。特に、大都市においては、十分な準備期間を確保するとともに、信頼できるシステムの構築やそれに関連する財政措置を講ずること。</p>	<p>(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営</p> <p>ア <u>制度の見直しにあたり、大都市の意見も十分に反映した制度設計を行い、必要な準備期間を確保するとともに、万全の財政措置を講ずること。</u></p> <p>平成21年4月に制度見直しの基本的考え方が示されたが、今後の詳細設計にあたっては、大都市における円滑な業務運営が可能となるよう十分な準備期間を確保するとともに、電算システム経費を含め万全の財政措置を講ずること。</p> <p>イ <u>国において、制度の趣旨や見直しの内容等について、積極的かつ主体的に広報を行うこと。</u></p> <p>制度の円滑な運営を図るためには、住民の十分な理解と協力が必要不可欠である。このため国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や見直しの内容等について、積極的かつ主体的に広報を行うこと。</p> <p>ウ <u>後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて、行政区単位での業務に対応したものと</u> <u>なるよう早急に改善を行うこと。</u></p> <p>現行の後期高齢者医療広域連合電算処理システムは、行政区単位での業務を想定した仕様となっていないこと、また、一括処理件数が制限されることなどから、事務処理に多大な時間を要しているため、指定都市に対応したものと なるよう、電算システムの早急な改善を行うこと。</p>	<p>厚生労働省 保険局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(7) 医療提供体制の充実強化等</p> <p>ア 医師確保対策を推進すること。 産科・小児科などの特定の診療科における医師不足が深刻な状況にあることから、これら診療科に係る診療報酬を一層充実するとともに、医師の養成・確保について抜本的な方策を講ずること。また、病院勤務医の過重労働の軽減や処遇の改善に繋がり、病院運営を適切に保つことができる施策を講ずること。</p> <p>イ 救急医療体制を充実強化すること。 小児救急医療をはじめとする救急医療に係る診療報酬を、初期救急医療体制から救命救急センターに至るまで運営実態に見合うよう拡充するとともに、救急医療体制の整備を促進するため、十分な財政措置を講ずること。</p> <p>ウ 市立病院への財政措置を充実すること。 救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営安定化のため、診療報酬の適正化を図ること。</p> <p>エ 原爆症認定制度を適切に運用すること。 <u>被爆者の原爆症の認定にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者救済の立場に立って、制度運用を図るとともに、速やかな審査が行われるよう適切に対応すること。</u></p>	<p>(7) 医療提供体制の充実強化等</p> <p>ア 医師確保対策を推進すること。 産科・小児科などの特定の診療科における医師不足が深刻な状況にあることから、これら診療科に係る診療報酬を一層充実するとともに、医師の養成・確保について抜本的な方策を講ずること。また、病院勤務医の過重労働の軽減や処遇の改善に繋がり、病院運営を適切に保つことができる施策を講ずること。</p> <p>イ 救急医療体制を充実強化すること。 小児救急医療をはじめとする救急医療に係る診療報酬を、初期救急医療体制から救命救急センターに至るまで運営実態に見合うよう拡充するとともに、救急医療体制の整備を促進するため、十分な財政措置を講ずること。</p> <p>ウ 市立病院への財政措置を充実すること。 救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営安定化のため、診療報酬の適正化を図ること。</p> <p>エ 原爆症認定制度を被爆者の立場に立って運用すること。 <u>平成21年6月に、積極的に認定する対象に2疾病が追加されたが、原爆症の認定に係る審査にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、総合的に判断する場合においても、被爆者救済の立場に立って制度運用を図ること。また、高齢化した被爆者の現状に鑑み、より一層の速やかな審査を行うこと。</u></p>	<p>厚生労働省 医政局</p> <p>厚生労働省 医政局</p> <p>厚生労働省 医政局</p> <p>厚生労働省 健康局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(8) 新型インフルエンザ対策の推進</p> <p><u>ア</u> ガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。 平成19年3月に示された13のガイドラインの内容について、<u>感染症法と整合が図られていない点もあるため、法的整理を進めること。</u></p> <p><u>イ</u> ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。 プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンについて、具体的な接種計画を示すとともに、<u>プレパンデミックワクチンについては、全国民分を準備すること。また、抗インフルエンザウイルス薬について、備蓄計画を改めて検討するとともに、地方自治体が行う備蓄に対し必要な財政措置を講ずること。さらに、感染防護服や医療資機材の整備のため標準規格等を示すとともに、各自治体に対し必要な財政措置を講ずること。</u></p>	<p>(8) 新型インフルエンザ対策の推進</p> <p><u>ア</u> <u>病原性の低い新型インフルエンザを想定した行動計画やガイドラインを早急に策定すること。</u> 平成21年2月に示された行動計画及びガイドラインは、<u>病原性の高いH5N1型を想定したものであり、今回のA/H1N1型においては、適用できない部分が多かったため、早急に病原性の低い場合の行動計画やガイドラインを示すこと。</u></p> <p><u>イ</u> <u>行動計画やガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。</u> 平成21年2月に示された行動計画及びガイドラインについて、<u>関連法との整合が図られていない点もあるため、法的整理を進めること。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。</u> プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンについて、具体的な接種計画を示すとともに、<u>全国民分を準備すること。また、抗インフルエンザウイルス薬について、地方自治体が行う備蓄に対し必要な財政措置を講ずること。さらに、感染防護服や医療資機材の整備についても、各自治体に対し必要な財政措置を講ずること。</u></p> <p><u>エ</u> <u>発熱外来、一般医療機関、発熱相談センターにおける医療体制を確保するため、必要な制度を創設すること。</u> <u>発熱外来や発熱相談センターの開設に必要な医師・看護師等の職員の確保や、各機関における施設整備に対する財政措置を講ずるとともに、発熱外来、一般医療機関に従事する医師等が感染した場合に医療機関が被る損失に対する補償制度を創設すること。</u></p> <p><u>オ</u> <u>感染拡大防止のための社会経済活動の制約等に伴い生じる損失に対し適切な支援を行うため、必要な制度を創設すること。</u> <u>感染拡大防止のため、行政機関の依頼等に基づきイベントや行事などを中止・延期した民間事業者、ならびに事業休止などの措置をとった保育所、福祉施設等に対する損失補償を含む支援制度を創設すること。</u></p>	<p>厚生労働省 健康局</p>

9 教育行政の充実

[指定都市教育委員・教育長協議会（堺市）]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置</p> <p>ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。</p> <p>指定都市立小・中・特別支援学校の教職員に係る給与費負担の移管については、教職員給与費だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずるとともに、特別支援学校の設置数に応じた配慮をすること。</p> <p>なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。</p> <p>イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。</p> <p>中央教育審議会の答申や地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。</p> <p>なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。</p>	<p>(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置</p> <p>ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。</p> <p>指定都市立小・中・特別支援学校の教職員に係る給与費負担の移管については、教職員給与費だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずるとともに、特別支援学校の設置数に応じた配慮をすること。</p> <p>なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。</p> <p>イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。</p> <p>中央教育審議会の答申や地方分権改革推進委員会の勧告及び地方分権改革推進本部の地方分権改革推進要綱（第1次）を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。</p> <p>なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。</p>	<p>文部科学省 初等中等教育局</p> <p>総務省 自治財政局</p> <p>財務省 主計局</p>
<p>(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等</p> <p>ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。</p> <p>義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという国庫負担制度が担ってきた精神を引き続き尊重し、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、これを廃止し、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。</p>	<p>(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等</p> <p>ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。</p> <p>義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという国庫負担制度が担ってきた精神を引き続き尊重し、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、安定的かつ確実な財源措置を確保した<u>うえで</u>、これを廃止し、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。</p>	<p>文部科学省 初等中等教育局</p> <p>総務省 自治財政局</p> <p>財務省 主計局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>イ 教職員配置の充実を図ること。</p> <p>学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること。その際、今後想定される教員需要に対応できる計画とし、「児童生徒支援加配」の充実や「教科担任制」の導入のための加配教員を確保すること。</p>	<p>イ 教職員配置の充実を図ること。</p> <p>学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること。その際、今後想定される教員需要に対応できる計画とし、「児童生徒支援加配」の充実や「教科担任制」の導入のための加配教員を確保すること。</p>	<p>文部科学省 初等中等教育局</p> <p>総務省 自治財政局</p> <p>財務省 主計局</p>
<p>(3) 義務教育施設等の整備促進</p> <p>学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。</p> <p>学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、所要額に見合う財政措置を講ずるとともに、学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。</p> <p>なお、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるよう、所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずること。</p>	<p>(3) 義務教育施設等の整備促進</p> <p>学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。</p> <p>学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、所要額に見合う財政措置を講ずるとともに、学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。</p> <p>なお、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるよう、所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずること。</p>	<p>文部科学省 初等中等教育局</p> <p>総務省 自治財政局</p> <p>財務省 主計局</p>

10 廃棄物処理事業の促進

[大都市清掃事業協議会（川崎市）]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) <u>リサイクル制度の改善</u></p> <p>ア <u>容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。</u></p> <p>拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と地方自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化をさらに推進すること。</p> <p>市民の利便性や収集処理工程全体の効率性、費用負担を十分考慮したうえで、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設け、その手法については各地方自治体が選択できるようにすること。</p> <p>再商品化についての情報を広く公開するとともに、地方自治体が再商品化の履行を確認できる制度とすること。</p> <p>イ <u>家電リサイクル法について、要件の見直しを含め法対象品目を追加するなどの見直しを行うこと。また、不法投棄対策として、自治体が活用しやすい、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、リサイクル費用を前払い制とすること。</u></p> <p>製造事業者及び小売業者による効率的な回収が可能である大型・重量家電について、要件の見直しも含めて、対象品目の拡大を検討すること。また、引取り義務外品についても円滑な引取りが可能となる仕組みを構築すること。</p> <p>不法投棄対策として、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、メーカーの資金拠出の仕組みについては、自治体が活用しやすいものとする。リサイクル費用を前払い制とすること。</p>	<p>(1) <u>リサイクル制度の改善</u></p> <p>ア <u>容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。</u></p> <p><u>容器包装廃棄物の排出抑制を促進する措置が事業者に対して導入されるなど一定の改善が図られたものの、依然として、最も財政負担の大きい分別収集・選別保管は地方自治体が担っており、拡大生産者責任の原則が不徹底であることから、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と地方自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化をさらに推進すること。</u></p> <p>市民の分別・洗浄に係る利便性、地方自治体の収集処理工程全体の効率性や費用負担を十分考慮したうえで、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設け、その手法については各地方自治体が選択できるようにすること。</p> <p><u>地方自治体が住民への説明責任を果たすため、再商品化の履行を確認できるようにすること。</u></p> <p>イ <u>家電リサイクル法について、不法投棄対策に関するメーカーの資金拠出の仕組みをより地方自治体の実情を踏まえた活用しやすいものとする。また、リサイクル費用を前払い制とすること。また、法に定められた対象品目の要件の見直しを今後も進めていくこと。</u></p> <p>不法投棄対策に関するメーカーの資金拠出の基準が明確でなく、運用も限られていることから、より地方自治体の実情を踏まえた活用しやすいものとする。また、リサイクル費用を製品の購入時に支払う前払い制とすること。</p> <p>電子レンジ等の自治体による処理が困難な家電については、小売業者による配送率によらず対象品目に指定するなど、要件の見直しを含め、対象品目を拡大すること。</p> <p>また、引取り義務外品についても円滑な引取りが可能となる仕組みを構築すること。</p>	<p>環境省 大臣官房</p> <p>経済産業省 産業技術環境局</p> <p>農林水産省 総合食料局</p> <p>環境省 大臣官房</p> <p>経済産業省 産業技術環境局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、製造事業者の責務を明確にすること。</p> <p>有害性・危険性などから地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、<u>製品の製造段階等において処理過程の安全性を確保するよう、製造事業者の責務を明確にすること。</u></p> <p>製造等事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。</p>	<p>ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、<u>製造等事業者の責務を明確にすること。</u></p> <p>有害性・危険性などから地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、<u>処理過程の安全性を確保するよう製品の製造段階等における製造等事業者の責務を明確にすること。</u></p> <p>製造等事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。</p>	<p>環境省 大臣官房</p> <p>経済産業省 産業技術環境局</p>
<p>(2) 廃棄物処理施設整備の充実 循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。</p> <p>一般廃棄物の処理は、市町村の責務で行っているが、廃棄物処理施設の建設、改修、解体等においては、一時的に多額の経費が必要である。そのため、国の財政措置のない、ごみ処理施設等の建屋部分及び基幹的施設の機能回復、余熱利用施設等の建設、ダイオキシン類削減対策に係る整備並びに跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金制度の対象とするなど交付金制度を拡充すること。</p>	<p>(2) 廃棄物処理施設整備の充実 循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。</p> <p>一般廃棄物の処理は、市町村の責務で行っているが、廃棄物処理施設の建設、改修、解体等においては、一時的に多額の経費が必要である。そのため、国の財政措置のない、ごみ処理施設等の建屋部分及び基幹的施設の機能回復、余熱利用施設等の建設、ダイオキシン類削減対策に係る施設整備並びに跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金制度の対象とするなど交付金制度を拡充すること。</p>	<p>環境省 大臣官房</p>

11 環境保全対策の充実

[大都市環境保全主管局長会議（神戸市）]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>ア 「京都議定書」以降の長期的な温室効果ガスの削減目標を早期に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。</p> <p>地球温暖化による影響を許容範囲内に食い止めるためには、温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要がある。将来の社会のあるべき姿を見据え、京都議定書に定める第一約束期間（平成20年～平成24年）以降の長期的な目標を早期に設定すること。</p> <p>また、この達成に向けた助成措置を講ずるとともに、排出削減に向けた実効性ある対策を早期に実施すること。</p> <p><u>イ 省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。</u></p> <p><u>温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。</u></p> <p>また、省エネルギー・新エネルギーについては、技術面・コスト面の課題が多いことから、助成措置や優遇措置を拡充すること。</p> <p>ウ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。</p> <p>地球温暖化対策において吸収源対策は重要であり、ヒートアイランド対策の面からも大都市の中心市街地における緑化推進は不可欠の対策である。</p> <p>しかし、都市の緑化を図る上で、都市緑地法における緑化地域の規制は、防火地域内の耐火建築物を適用除外としており、中心市街地では有効な規制となり得ていないため、当該制度の早期強化を図ること。</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>ア 「京都議定書」以降の中期的な温室効果ガスの削減目標については、世界の温暖化対策を牽引しうる高い水準に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。</p> <p><u>また、高水準の再生可能エネルギー導入目標の設定や省エネルギーの推進、経済的手法の導入等、目標達成のための具体的施策を早期に策定すること。</u></p> <p>地球温暖化による影響を許容範囲内に食い止めるためには、温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要がある。将来の社会のあるべき姿を見据え、京都議定書に定める第一約束期間（平成20年～平成24年）以降の中期的な目標を世界の温暖化対策を牽引する高い水準に設定すること。</p> <p>また、この達成に向け、高水準の再生可能エネルギーの導入目標の設定、省エネルギーの推進、それらに対する助成措置や排出量取引を活用した経済的手法など排出削減に向けた実効性ある対策を早期に策定し、継続的に実施すること。</p> <p>イ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。</p> <p>地球温暖化対策において吸収源対策は重要であり、ヒートアイランド対策の面からも大都市の中心市街地における緑化推進は不可欠の対策である。</p> <p>しかし、都市の緑化を図るうえで、都市緑地法における緑化地域の規制は、防火地域内の耐火建築物を適用除外としており、中心市街地では有効な規制となり得ていないため、当該制度の早期強化を図ること。</p>	<p>環境省 地球環境局</p> <p>経済産業省 経済産業政策局 産業技術環境局 資源エネルギー庁</p> <p>国土交通省 都市・地域整備局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>エ 自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。</p> <p>自動車の燃費基準は車両重量区分ごとに定められているが、車両の大型化により効果が相殺されていることから、「平均燃費規制」を導入すること。</p> <p>また、より低燃費な運転方法であるエコドライブやアイドリング・ストップを支援する装置を装着した車両の普及や、運転免許取得・更新時に講習を行う際の講師・指導者となる人材の育成を図ること。</p>	<p>ウ 低公害車の導入及び燃料供給施設整備に対する補助制度や優遇措置の拡充、コストの低減等を図ること。また、自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。</p> <p><u>電気自動車、水素自動車などの低公害車の導入及び普及を促進するため、導入及び燃料供給施設整備に対する補助制度や優遇措置の拡充、コストの低減等を図ること。</u></p> <p>自動車の燃費基準は車両重量区分ごとに定められているが、車両の大型化により効果が相殺されていることから、「平均燃費規制」を導入すること。</p> <p>より低燃費な運転方法であるエコドライブやアイドリング・ストップを支援する装置を装着した車両の普及を図ること。また、新規の運転免許取得希望者に対して行う学科・実技講習にエコドライブ課程を盛り込むなど、エコドライブが確実に身に付く仕組みや、運転免許既取得者に対してエコドライブの実践を促すため、免許更新時講習に必須事項としてエコドライブを組み入れ、確実に身に付く仕組みの構築を図ること。さらに、運転免許取得・更新時に講習を行う際の講師・指導者となる人材の育成を図ること。</p>	<p>環境省 地球環境局 水・大気環境局</p> <p>国土交通省 自動車交通局</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁</p> <p>警察庁 交通局</p>
<p>(2) アスベスト対策の推進</p> <p>ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。</p> <p>建築物の解体・改修に伴うアスベストの飛散防止対策を確実に実施するため、特定粉じん排出等作業時にアスベストの飛散状況を施工業者自らが監視するよう、大気汚染防止法に濃度基準となる数値を設定するとともに濃度測定義務の規定を追加すること。</p> <p>また、現行の大気環境中のアスベスト濃度の測定方法では時間がかかり、測定者の負担も大きいため、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。</p>	<p>(2) アスベスト対策の推進</p> <p>ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。</p> <p>建築物の解体・改修に伴うアスベストの飛散防止対策を確実に実施するため、特定粉じん排出等作業時にアスベストの飛散状況を施工業者自らが監視するよう、大気汚染防止法に濃度基準となる数値を設定するとともに濃度測定義務の規定を追加すること。</p> <p>また、現行の大気環境中のアスベスト濃度の測定方法では時間がかかり、測定者の負担も大きいため、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。</p>	<p>環境省 水・大気環境局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。</p> <p>吹付けアスベストの適正な処理はコストが高く、事業者の負担が大きくなっていることから、処理方法等に関する技術開発及び低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。</p> <p>ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。</p> <p>本人や家族にアスベストに関連する職歴や施設への立ち入り経験がない場合であっても、健康被害が生じることが問題になっていることを踏まえ、生活環境におけるアスベスト飛散量について判断する基準を制定すること。</p> <p>また、室内においても健康被害が生じる恐れがあるため、室内環境中のアスベスト飛散量についても判断する基準を設けること。</p>	<p>イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。</p> <p>吹付けアスベストの適正な処理はコストが高く、事業者の負担が大きくなっていることから、処理方法等に関する技術開発及び低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。</p> <p>ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。</p> <p>本人や家族にアスベストに関連する職歴や施設への立ち入り経験がない場合であっても、健康被害が生じることが問題になっていることを踏まえ、生活環境におけるアスベスト飛散量について判断する基準を制定すること。</p> <p>また、室内においても健康被害が生じる恐れがあるため、室内環境中のアスベスト飛散量についても判断する基準を設けること。</p>	<p>環境省 水・大気環境局</p> <p>国土交通省 総合政策局</p> <p>経済産業省 製造産業局</p> <p>環境省 水・大気環境局</p> <p>厚生労働省 労働基準局</p>

大 項 目

12 災害対策の充実

[調査担当市 (川崎市)]
[大都市消防長会議 (静岡市)]

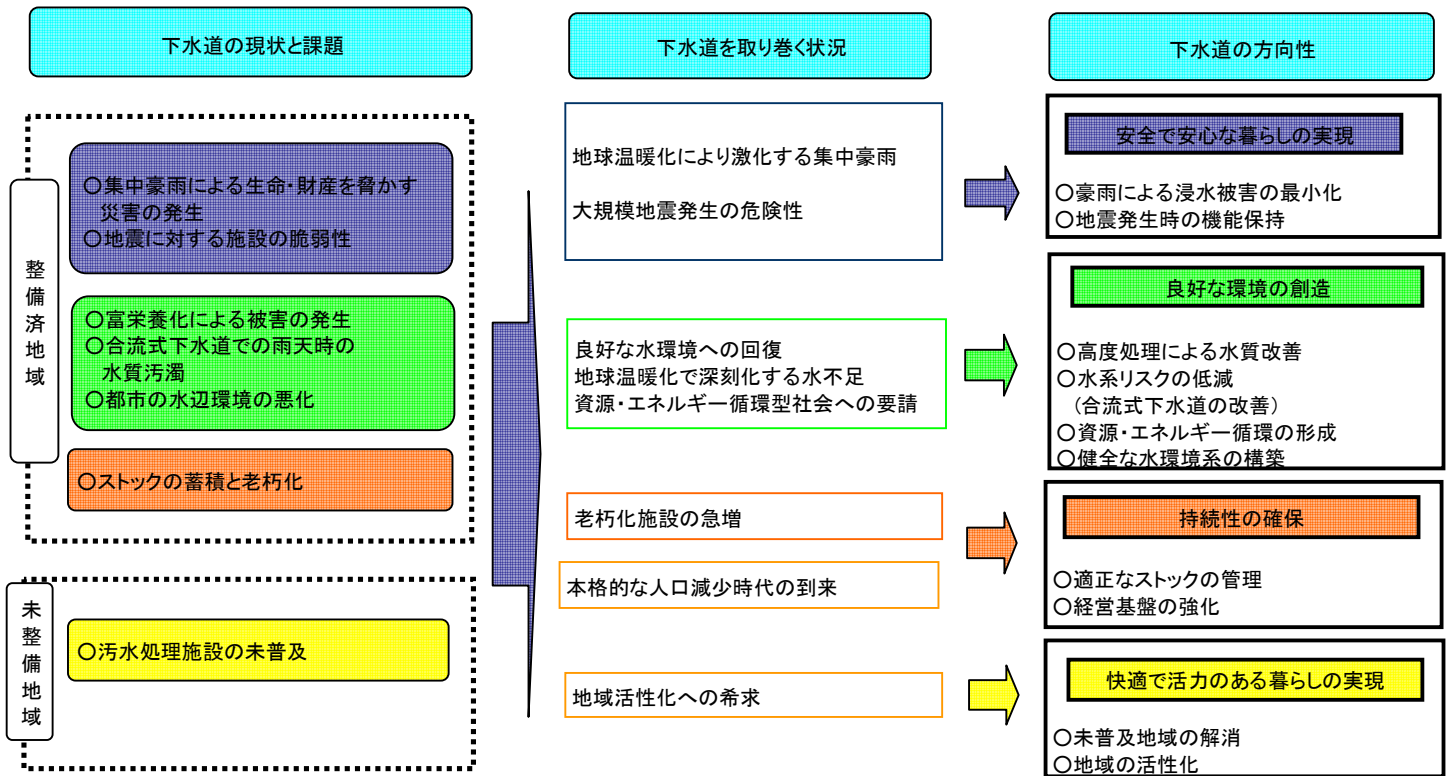
前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) 震災対策の推進 公共建築物や公共構造物の耐震改修や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。</p> <p>建築物が密集し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震補強のための改修・改築や、災害発生時に避難地・防災拠点となる防災公園等の整備が今後一層求められることから、必要な制度を充実強化すること。</p>	<p>(1) 震災対策の推進 公共建築物及び公共構造物の耐震化や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。</p> <p>建築物が密集し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震化のための補強・改修・改築や、災害発生時に避難地・防災拠点となる防災公園等の整備が今後一層求められることから、必要な制度を充実強化すること。</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局 医政局 文部科学省 大臣官房文教施設企画部 国土交通省 住宅局 道路局 港湾局 都市・地域整備局 総務省 自治財政局 消防庁 財務省 主計局</p>
<p>(2) 水害対策の推進 ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。</p> <p>都市型水害対策における雨水流出抑制策の一層の推進など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、必要な制度を充実強化すること。</p> <p>イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。</p> <p>大都市においては、地球温暖化の影響といわれる異常気象により、大規模な洪水被害が近年多発していることから、被災状況を踏まえたより堅固な施設の構築や自然の外力の分散化を図る工法の採用、土地利用状況を考慮した治水対策の実施などの多様な整備手法に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。</p>	<p>(2) 水害対策の推進 ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。</p> <p>都市型水害対策における雨水流出抑制策の一層の推進など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、必要な制度を充実強化すること。</p> <p>イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。</p> <p>大都市においては、地球温暖化の影響といわれる異常気象により、大規模な洪水被害が近年多発していることから、被災状況を踏まえたより堅固な施設の構築や自然の外力の分散化を図る工法の採用、土地利用状況を考慮した治水対策の実施などの多様な整備手法に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。</p>	<p>国土交通省 河川局 都市・地域整備局 総務省 自治財政局</p> <p>国土交通省 河川局 都市・地域整備局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(3) 総合的な支援体制の充実</p> <p>ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。</p> <p>消防救急無線のデジタル化は、緊急消防援助隊の円滑な運営等を推進するために必要な事業であるが、本質的には限られた電波資源の有効利用を図るための国策であり、<u>電波法関係審査基準</u>にデジタル化への移行期限も定められている中、当該事業に着手するための事業費は巨額なものとなる。</p> <p>また、指定都市には大都市特有の社会構造における消防需要のもと、それに応じた共通の財政需要が生じてきており、当該事業が指定都市にとって非常に大きな財政負担であることから、国の責任において、必要な制度の充実強化を図ること。</p> <p>イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。</p> <p>デジタル防災行政無線や防災情報収集伝達システムは、災害発生時における情報の収集や市民への情報提供などを行うために必要不可欠であることから、これらの整備を推進するため、必要な制度を充実強化すること。</p>	<p>(3) 総合的な支援体制の充実</p> <p>ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。</p> <p>消防救急無線のデジタル化は、緊急消防援助隊の円滑な運営等を推進するために必要な事業であるが、本質的には限られた電波資源の有効利用を図るための国策であり、<u>電波法第26条に基づく総務省告示</u>にデジタル化への移行期限も定められている中、当該事業に着手するための事業費は巨額なものとなる。</p> <p>また、指定都市には大都市特有の社会構造における消防需要のもと、それに応じた共通の財政需要が生じてきており、当該事業が指定都市にとって非常に大きな財政負担であることから、国の責任において、必要な制度の充実強化を図ること。</p> <p>イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。</p> <p>デジタル防災行政無線や防災情報収集伝達システムは、災害発生時における情報の収集や市民への情報提供などを行うために必要不可欠であることから、これらの整備を推進するため、必要な制度を充実強化すること。</p>	<p>総務省 消防庁</p> <p>総務省 消防庁 国土交通省 河川局 都市・地域整備局 道路局</p>

13 都市基盤の整備促進

[大都市臨時下水道局長会議 (福岡市)]
 [大都市土木協議会 (川崎市)]
 [大都市公園緑地問題協議会 (北九州市)]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) 下水道整備の促進</p> <p>老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。</p> <p>老朽施設の改築・更新、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための財源確保及び制度拡充を図ること。</p>	<p>(1) 下水道整備の促進</p> <p>老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。</p> <p>老朽施設の改築・更新、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための財源確保及び制度拡充を図ること。</p>	<p>国土交通省 都市・地域整備局</p>



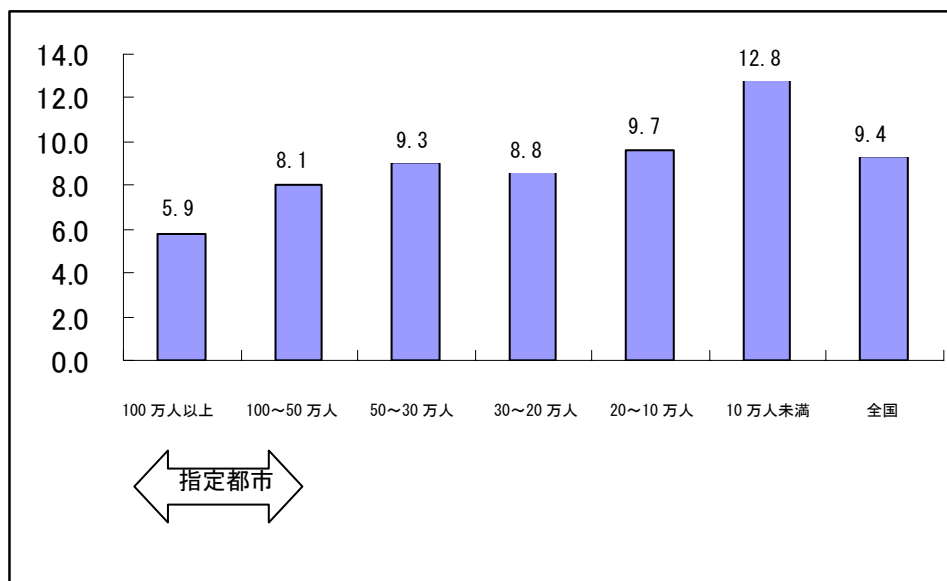
前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(2) 道路の着実な整備と財源の強化等</p> <p><u>ア 大都市に必要な道路整備のための財源を確保すること。</u> 社会経済活動の中核をなす大都市において、道路は最も基礎的な都市基盤施設であるため、適切な財政措置を講ずるとともに、新たな整備計画の策定にあたっては、地方自治体の声を十分配慮すること。</p> <p><u>イ 国直轄事業の地方負担については、廃止をすること。</u> 地方自治体の財政に対して、大きな負担を課す国直轄事業負担金については、廃止をすること。特に維持管理費については、地方負担金を直ちに廃止し、本来の管理者である国が全額を負担すること。</p>	<p>(2) 道路整備の促進</p> <p>大都市に必要な道路整備については、適切な税財源措置を講ずること。 社会経済活動の中核をなす大都市において、道路は最も基礎的な都市基盤施設であることから、国の責任において適切な税財源措置を講ずること。</p>	<p>国土交通省 都市・地域整備局 道路局</p>
<p>(3) 都市河川整備の促進</p> <p><u>都市水害から住民の生命・財産を守るため、都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。</u> 近年、都市水害が頻発しているが、大都市に多くの中枢機能が集中している現状から見て、住民の生命・財産を守るため、より一層の治水安全度の向上を図ることが急務である。また、魅力ある都市を形成するためには、市街地整備等のまちづくりと一体となって安全で良好な水辺空間を創出する必要がある。このような地域住民の生活に密着した都市河川の整備に対して、所要の財政措置を講ずること。</p>		

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(4) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進 ア 都市公園の整備、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、<u>再整備を含めた必要な財政措置を講ずること。</u> 大都市では社会構造の変化が著しく、災害時における都市公園の果たすべき機能が重要視されていること、水や緑など自然資源の保全や再生を求める要請が極めて強いことから、緑とオープンスペースの確保、相続時に開発される事例が多い市街地における民有緑地など、都市環境の保全や水と緑のネットワークの形成が必要である。 <u>また、既存公園の再整備、防災公園等の整備の推進及び公園整備に必要な用地取得に係る財政措置を拡充すること。</u></p> <p>イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。 景観緑三法の目的達成のために、税制上の軽減措置をさらに拡充することが必要である。 大都市の民有緑地が市民緑地等に活用しやすくなるよう、市民緑地、特別緑地保全地区、借地公園についての税制上の負担軽減を図るとともに、自治体の土地取得や施設整備に係る財政措置の拡充を図ること。 また、緑地保全地域については土地所有者の理解を得るためにも、税制上の負担軽減等、優遇措置の拡充を図ること。</p> <p>ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には自治体への優遇措置を図ること。 緑地喪失の主な原因が相続税の納税対策であることから、自治体が積極的に<u>緑地</u>を保全できるよう、地方財政の負担を軽減すること。 例えば、物納された国有財産を自治体へ払い下げる際の優遇措置の復活や、自治体による買取を複数年度に平準化すること等の措置を講ずること。</p>	<p>(3) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進 ア 都市公園の整備（再整備を含む。）、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、<u>必要な制度の充実を図ること。</u> 大都市では社会構造の変化が著しく、災害時における都市公園の果たすべき機能が重要視されていること、水や緑など自然資源の保全や再生を求める要請が極めて強いことから、緑とオープンスペースの確保、相続時に開発される事例が多い市街地における民有緑地など、都市環境の保全や水と緑のネットワークの形成が必要である。 <u>このため、既存公園の再整備や防災公園等の公園整備の推進に必要な制度を充実強化すること。</u></p> <p>イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。 景観緑三法の目的達成のために、税制上の軽減措置をさらに拡充することが必要である。 大都市の民有緑地が市民緑地等に活用しやすくなるよう、市民緑地、特別緑地保全地区、借地公園についての税制上の負担軽減を図るとともに、自治体の土地取得や施設整備に係る財政措置の拡充を図ること。 また、緑地保全地域については土地所有者の理解を得るためにも、税制上の負担軽減等、優遇措置の拡充を図ること。</p> <p>ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には、<u>公園・緑地として保全できるよう自治体への優遇措置を講ずること。</u> 緑地喪失の主な原因が相続税の納税対策であることから、自治体が積極的に<u>公園・緑地</u>として保全できるよう、地方財政の負担を軽減すること。 例えば、物納された国有財産を自治体へ払い下げる際の優遇措置の復活や、自治体による買取を複数年度に平準化すること等の措置を講ずること。</p>	<p>国土交通省 都市・地域整備局</p>

社会資本整備重点計画における重点目標の達成状況

項目	平成 19 年度末実績
○都市域における水と緑の公的空間の確保量 【H19 までに約 1 割増(12 m ² /人(H14)→13 m ² /人(H19))】	約 1 割増
○一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが確保された大都市の割合【約 9%(H14)→約 25%(H19)】	約 25%

一人当たりの都市公園等面積 (m²) H20.3.31 現在
(緑の政策大綱による目標 20 m²)



前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(2) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援 安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。</p> <p>大規模地震等の災害に対して被害を最小限にするため、耐震強化岸壁の整備や津波・高潮対策の堤防整備とともに港湾施設や海岸保全施設の維持管理が重要である。</p> <p>しかし、港湾施設や海岸保全施設の維持管理や国家の安全保障にかかわる保安対策については、地方財政に多くが委ねられており、国としての統一的な対策が行われていない。</p> <p>したがって、これらの安全・安心対策については国の責任において取り組むとともに、港湾施設や海岸保全施設の整備及び維持管理のための財政措置や人材育成等に関する支援制度の充実強化を図ること。</p> <p>(1) 用途制限等に対する更なる規制緩和</p> <p>ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。</p> <p>工場等の誘致は、輸出入貨物量を増加させ、日本の港湾の国際競争力強化に効果的であることから、港湾区域内の埋立地の用途や処分に關する制限について、一定条件に該当する場合、制限期間を 10 年から 5 年に短縮する特例措置を免許権者の裁量で短縮できるようにするなど、規制緩和を図ること。</p> <p>イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。</p> <p>グローバルな誘致競争に勝ち抜くためにも、国内への工場、物流施設等に対する税制面の優遇措置を図ること。</p>	<p>(1) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援 安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。</p> <p>大規模地震等の災害に対して被害を最小限にするため、耐震強化岸壁の整備や津波・高潮対策の堤防整備とともに港湾施設や海岸保全施設の維持管理が重要である。</p> <p>しかし、港湾施設や海岸保全施設の維持管理や国家の安全保障にかかわる保安対策については、地方財政に多くが委ねられており、国としての統一的な対策が行われていない。</p> <p>したがって、これらの安全・安心対策については国の責任において取り組むとともに、港湾施設や海岸保全施設の整備及び維持管理のための財政措置や人材育成等に関する支援制度の充実強化を図ること。</p> <p><u>また、国有港湾施設については、維持管理計画に基づく点検、補修等の費用負担が港湾管理者にとって多大な負担となることが予想されるため、法改正等による国の財政支援について検討すること。</u></p> <p>(2) 用途制限等に対する更なる規制緩和</p> <p>ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。</p> <p>工場等の誘致は、輸出入貨物量を増加させ、日本の港湾の国際競争力強化に効果的であることから、港湾区域内の埋立地の用途や処分に關する制限について、一定条件に該当する場合、制限期間を 10 年から 5 年に短縮する特例措置を免許権者の裁量で短縮できるようにするなど、規制緩和を図ること。</p> <p>イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。</p> <p>グローバルな誘致競争に勝ち抜くためにも、国内への工場、物流施設等に対する税制面の優遇措置を図ること。</p>	<p>国土交通省 港湾局</p>

大 項 目

15 住宅対策の充実

[大都市建築・住宅主管者会議（千葉市）]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) 住まいの耐震性に関する信頼の確保</p> <p>ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。</p> <p>建築物が集積し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、既存民間建築物の耐震診断の推進と速やかな耐震化が求められている。</p> <p>ついては、これらの取組みが真に実効あるものとして進められるよう、<u>住宅・建築物耐震改修等補助事業に係る対象要件を緩和するなど、制度と財政の両面からの充実強化を図ること。</u></p> <p>イ 建築物に対する市民の信頼確保に向け、よりの確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について検討すること。</p> <p>建築物に対する市民の信頼確保に向け、建築確認・検査の厳格化という改正建築基準法等の主旨を十分に踏まえた上で、制度改正の効果や課題を実態に即して適切に把握し、よりの確で実効性のある法制度の運用等について検討していくこと。</p> <p>その際には、国、地方公共団体、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にすることに特に留意すること。</p>	<p>(1) 建築物における耐震性等の安全性の確保</p> <p>ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。</p> <p>建築物が集積し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、既存民間建築物の耐震診断の推進と速やかな耐震化が求められている。</p> <p>ついては、これらの取組みが真に実効あるものとして進められるよう、「<u>住宅・建築物安全ストック形成事業</u>」に係る<u>除却費・補償費の年度要件や対象建築物の階数要件など補助対象要件の弾力化を図るとともに、補助率の引上げなどの財政措置を拡充すること。</u></p> <p>イ <u>建築物の安全性</u>に対する市民の信頼確保に向け、よりの確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について<u>引き続き検討すること。</u></p> <p><u>建築物の安全性</u>に対する市民の信頼確保に向け、建築確認・検査の厳格化という改正建築基準法等の主旨を十分に踏まえた<u>うえで</u>、制度改正の効果や課題を実態に即して適切に把握し、よりの確で実効性のある法制度の運用やさらなる<u>法改正の必要性について引き続き検討していくこと。</u></p> <p>その際には、国、地方公共団体、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にすることに特に留意すること。</p> <p><u>また、個室ビデオ店火災事故等を踏まえ、建築物の利用実態に応じた防火規制の強化を図るなど、必要な法令整備等を行うこと。</u></p>	<p>国土交通省 住宅局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(2) 住宅セーフティネットの機能向上 公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。</p> <p>大都市部においては、少子高齢化や家族形態の変化、社会的弱者の多様化が急速に進行しており、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の役割が一層重要となっている。</p> <p>ついでには、老朽化した住宅の割合が高まる中、各市が計画的な整備・改善、適切な維持保全を進められるよう、また、住宅困窮者への確に住宅の提供を行うために管理の一層の適正化を図れるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>特に、<u>耐震性の確保、既存ストックの活用、福祉施策との連携、団地コミュニティの活性化、民間活力の導入</u>などの視点からの取組みを推進していくため、<u>地域住宅交付金制度の基幹事業の対象の拡充や、公営住宅制度等における地域の実情に応じた選択肢の拡大</u>など関連制度の充実強化を図ること。</p> <p>(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編 ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。</p> <p>大都市部に集中している密集市街地等における防災性・住環境の向上や、良質な住宅の供給、さらには、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、<u>既成市街地を安全・安心で美しい市街地へと再編していく</u>ため、<u>住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等</u>について、<u>事業対象の拡充を図る</u>など、<u>事業の推進に必要な措置を講ずること。</u></p> <p>イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化を図ること。</p> <p>マンションは大都市における主要な居住形式の一つとなっており、今後老朽化したものが急増し、<u>適切な維持管理や円滑な修繕・バリアフリー化・建替え</u>を図ることが一層重要となることを踏まえ、<u>管理組合への支援制度や、マンション建替え円滑化法等の効果的な運用に向けた関連制度の充実強化を図ること。</u></p>	<p>(2) 住宅セーフティネットの機能向上 公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。</p> <p>大都市部においては、少子高齢化や家族形態の変化、社会的弱者の多様化が急速に進行しており、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の役割が一層重要となっている。</p> <p>ついでには、老朽化した住宅の割合が高まる中、各市が計画的な整備・改善、適切な維持保全を進められるよう、また、住宅困窮者への確に住宅の提供を行うために管理の一層の適正化を図れるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>特に、<u>既存ストックの活用、福祉施策との連携、団地コミュニティの活性化、民間活力の導入</u>などの視点からの取組みを推進していくため、<u>地域住宅交付金制度の基幹事業の対象の拡充や、公営住宅制度等における地域の実情に応じた選択肢の拡大</u>など関連制度の充実強化を図ること。</p> <p>(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編 ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。</p> <p>大都市部に集中している密集市街地等における防災性・住環境の向上や、良質な住宅の供給、さらには、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、<u>既成市街地を安全・安心で美しい市街地へと再編していく</u>ため、<u>住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等</u>について、<u>事業対象の拡充を図る</u>など、<u>事業の推進に必要な措置を講ずること。</u></p> <p>イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化、及び法令等の整備を図ること。</p> <p>マンションは大都市における主要な居住形式の一つとなっており、今後老朽化したものが急増し、<u>適切な維持管理や円滑な修繕・改修（耐震改修やバリアフリー化等）・建替え</u>を図ることが一層重要となることを踏まえ、<u>管理組合への支援制度や、マンション建替え円滑化法等の効果的な運用に向けた関連制度の充実強化を図ること。</u></p> <p>また、<u>共用部分の改修や、建替え以外の区分所有関係の整理を行う際の法令等の整備を図ること。</u></p>	<p>国土交通省 住宅局</p> <p>国土交通省 住宅局 都市・地域整備局</p>

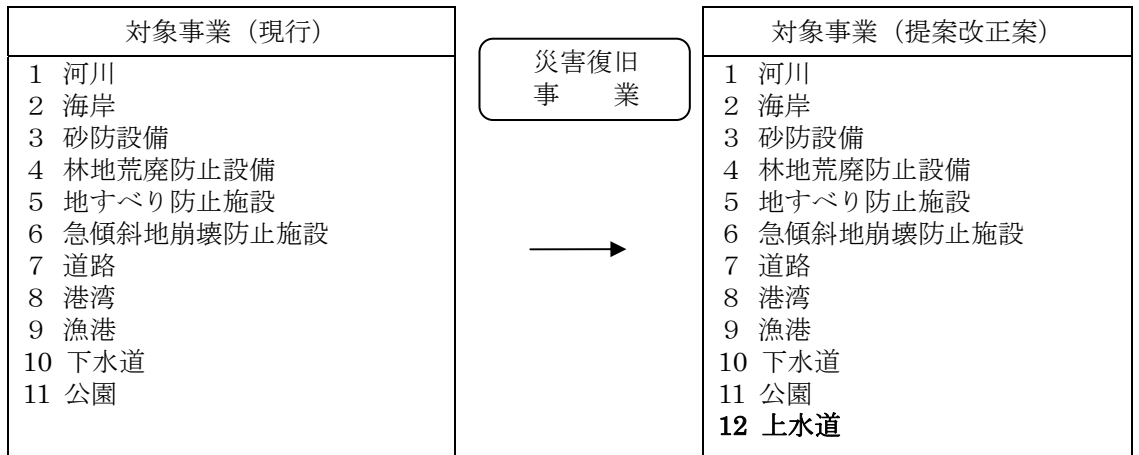
前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 水道事業経営基盤の安定を図るため、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。</p> <p>水道事業を取り巻く社会・経済状況が大きく変化する中、安定した水源の確保・開発や老朽化した基幹水道施設の更新・改良、多様化・複雑化する住民ニーズに対応した高度浄水施設等整備など施設水準の向上にも適切に対応していく必要がある。</p> <p>これらの施設整備には、莫大な事業費を要するが、直接料金収入の増加につながらず、財源のすべてを水道事業者の負担で賄うことは、極めて困難な状況にあることから、所要の財政措置を講ずること。</p>	<p>(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充 水道事業経営基盤の安定を図るため、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。</p> <p>水道事業を取り巻く社会・経済状況が大きく変化する中、安定した水源の確保・開発や老朽化した基幹水道施設の更新・改良、多様化・複雑化する住民ニーズに対応した高度浄水施設等整備など施設水準の向上にも適切に対応していく必要がある。</p> <p>これらの施設整備には、莫大な事業費を要するが、直接料金収入の増加につながらず、財源のすべてを水道事業者の負担で賄うことは、極めて困難な状況にあることから、所要の財政措置を講ずること。</p>	<p>厚生労働省 健康局</p>
<p>(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化 ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。</p> <p>また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。</p> <p>阪神・淡路大震災を始めとする大災害の発生や東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定拡大、あるいは米国での同時多発テロを契機とした災害に強い水道施設の整備、安全対策が課題となっていることから、水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。</p> <p>また、一般会計出資制度についても、施策実施期間の延長や管路の耐震性強化事業に対する出資制度の復活など、より一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。</p>	<p>(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化 ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。</p> <p>また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。</p> <p>阪神・淡路大震災をはじめとする大災害の発生や東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定拡大、あるいは米国での同時多発テロを契機とした災害に強い水道施設の整備、安全対策が課題となっていることから、水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。</p> <p>また、一般会計出資制度についても、施策実施期間の延長など、より一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。</p>	<p>厚生労働省 健康局</p> <p>総務省 自治財政局</p>

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
<p>イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。</p> <p>現在、水道施設の災害復旧に対する補助は、水道施設災害復旧費補助金交付要綱に基づき対応しているが、水道施設は、「激甚法」で指定する他の公共土木施設と変わりなく、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉の確保に資することが必要となる施設である。</p> <p>近年頻発している地震災害に迅速に対応するためにも「激甚法」第3条に規定する対象事業に「上水道」を加えること。</p>	<p>イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。</p> <p>現在、水道施設の災害復旧に対する補助は、水道施設災害復旧費補助金交付要綱に基づき対応しているが、水道施設は、「激甚法」で指定する他の公共土木施設と変わりなく、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉の確保に資することが必要となる施設である。</p> <p>近年頻発している地震災害に迅速に対応するためにも「激甚法」第3条に規定する対象事業に「上水道」を加えること。</p>	<p>内閣府 (防災担当)</p>

『激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律』

第3条の規定による災害復旧事業

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定を適用する災害復旧事業)



前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
	<p>(1) 地上デジタル放送への円滑な移行 地上デジタル放送への完全移行にあたっては、国及び事業者の責任において、「新たな難視聴地域」を発生させないよう適切に対応するとともに、低所得者に対する十分な支援策を講ずること。</p> <p>地上デジタル放送への移行は国策として進めるものであることから、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行にあたっては、「新たな難視聴地域」を発生させないよう、国及び事業者の責任において適切に対応すること。</p> <p>また、すべての国民がそのサービスを楽しめるよう、放送を受信するために必要なアンテナの設置、チューナーの購入等について、低所得者に対する十分な支援策を国及び事業者の責任において講ずること。</p> <p>(2) ICT施策推進に対する支援制度の充実 ICT施策推進に係る支援制度の柔軟な運用を図るとともに、障害者や高齢者の利活用技術の習得等に対する支援策の充実を図ること。</p> <p>地方自治体が、地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、国の支援制度の運用にあたっては、支援対象事業の年間募集回数の複数化や、支援対象期間の複数年度化など、支援制度の柔軟な運用を図ること。</p> <p>また、障害者や高齢者がICTを利活用し、これまで以上に社会で活躍することができるよう、障害者や高齢者のICT利活用技術の習得等に対する支援策の充実を図ること。</p>	<p>総務省 情報流通行政局</p> <p>総務省 情報流通行政局</p>

大 項 目

18 雇用対策の推進（新規）

[大都市市民局長連絡会議（静岡市）]

[(札幌市)]

前年度提案文	本年度提案文・説明文	要請先 (省庁名・局名)
	<p>緊急雇用対策事業要件の弾力化等</p> <p>国の緊急雇用対策事業である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別交付金事業」における要件や運用の弾力化を図るとともに、今後同様の事業を行う際は道府県を通さず指定都市に直接交付すること。</p> <p>国の緊急雇用対策である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別交付金事業」における雇用期間、雇用対象事業、事業従事者に占める新規雇用者の割合等の要件が厳しく、事業を実施する際、特に委託する際の大きな支障になっている。</p> <p>また、当初に挙げた事業計画に後々まで縛られるなど硬直的な運用が求められている。</p> <p>このため、事業要件や運用方法を弾力化し、事業が円滑に執行できるよう改善を行うこと。</p> <p>なお、今後同様の事業を行う際は、地域の状況に迅速な対応を可能とするため、道府県を介することなく、指定都市に直接交付すること。</p>	<p>厚生労働省 職業安定局</p>